

397

185

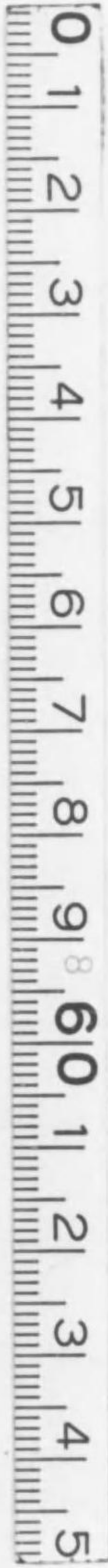
397-185



1200501465170

波米井公對日蓮の史的關係

遠野史叢 第七篇



始



遠野史叢 第七編

波木井公對日蓮上人の史的關係

397-185

波木井公對日蓮上人の史的關係

目次

一	明良遭遇	一
二	法運の擁護	一〇
三	日興離山の經緯	一八
四	波木井公の終焉	二三
五	波木井公夫人	二八
六	梅平餘香	三三
七	祖徳の聿修	三九
	餘志其一 甲斐の駒	四八
	其二 片角	五〇
	其三 日信比丘	五五



挿入圖繪

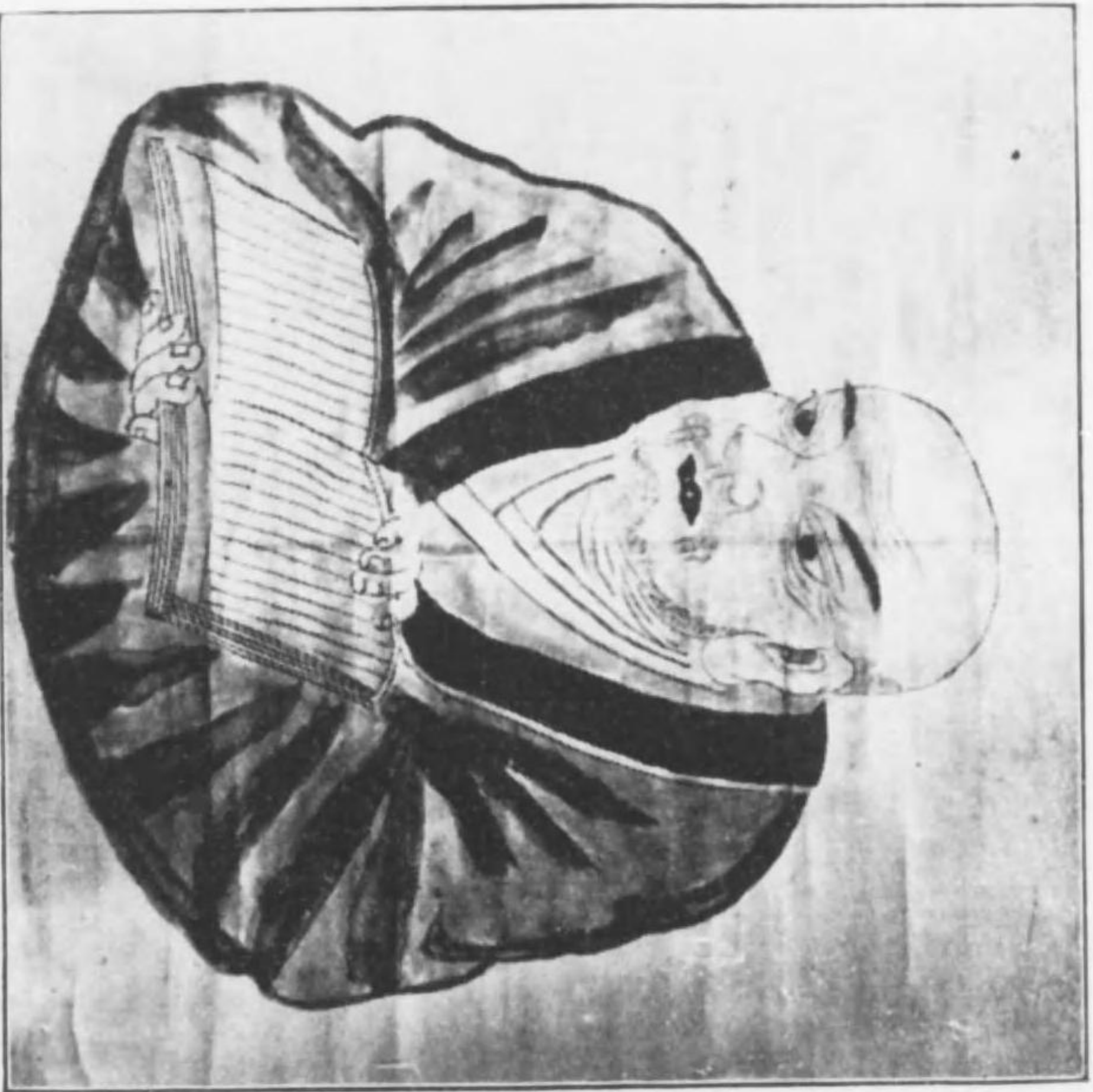
波木井公木像寫眞

日蓮上人畫像寫眞

昭和三年十一月 今上御即位御大典を詠き奉る意を寄せて此稿を公にす

伊能先生郷土學會

像畫人上蓮日



藏所家爵男部南

像木公長實非木波



置安寺恩智町野遠

波木井公對日蓮上人の史的關係

故伊能嘉矩稿

一 明 良 遭 遇

日蓮上人が専ら法華經の奥義に依りて一新宗門の開創を企て鎌倉の十字辻頭に立ちて大に妙法弘通の宣傳を獅子吼するや、當時遠野南部氏の元祖六郎實長公本名を彦三郎といひしが世人彦の字を略して三郎と稱せしは御父三郎光行公と同名となりし故六郎と改められしと傳は甲斐の波木井飯野御牧三郷南巨摩郡に屬すを領知し波木井の梅平に館せしに因り世之を波木井殿と稱せしが(1)、會々幕府の勤番として鎌倉に在り之を聽聞して深く歸依の心あり遂に其法門に入りて師弟の契を結べり、時に正嘉年間となす(2)、此間日蓮上人は幕府の忌諱に觸れて時に流謫の厄に遇ひ最終の赦免を蒙れる後文永十一年五月大正十三年を距る正に六百五十年前法弟波木井公を頼りて嘉遼の地を甲斐に求む「高祖大士は數多の檀

越我が方へ御入あれと皆口々に御勸めありけれども應へ給はず兼ての約束なればとて波木井六郎實長の方へ志し甲州身延山に赴き給ふ」日蓮大士眞實傳とは實に當時の消息にて波木井公と日蓮上人との意氣投合知るべきなり、波木井殿御書に所謂「國の恩を報ぜんがために國に留り三度は諫むべし用ずんば山林に身を

隠せと云本文ありと本より存知せりいかなる山中にも籠りて命の程は法華經を讀誦し奉らばやと思ふより外は佗事なし、時に五十三、同じき五月十二日かまくらを立ちて甲斐ノ國へ分け入る、路次のいぶせき峰に登れば日月をいたゞくが如し谷に下れば穴に入が如し、河たけくして船渡らず大石流れて箭をつくが如し、道は狭して繩の如し、草木しげりて路みえずかゝる所へ尋ね入る事淺からざる宿習也、かゝる道なれども釋迦佛は手をひき帝釋は馬となり梵王は身に立ちそひ 日月は眼に入りかはらせ給故にや同十七日甲斐國波木井の郷へ著ぬ」とは此際に於ける入山の光景とす、當時波木井の一郷は山狭の僻陬を以て營に爾かく交通の不便なりしのみならず物資の需要に向ひても如何に窮乏を極めしかは「このところは山中なる上、南は波木井河、北は早河、東は富士河、西は深山なれば、長雨大雨時々日につづく間、山さけて谷をうづみ、石ながれて道をせぐ、河たけくして舟わたらず、富人なくして五穀ともし、商人なくして人あつまることなし、七月などは、しほ一升をせに百、しほ五合を麥一斗にかへ候しが、今はぜんたいしほなし、何を以てかかうべき、みそもたらぬ小兒のちをしのぶがごとし」弘安元年九月十九日 上野殿御返事の情形を免かれず、若し夫れ物質上の満足を此處に欲求せんとするに在らば固より其期待に背くこと知るべくして、日蓮上人の素懐たゞ精神上の法縁をたどらんとするに在りしを察すべし、波木井公乃ち履を倒にして歡び迎ひ斯くて「波木井殿に對面有しかば大に悦び今生は實長が身に及ばん程は見つき奉るべし後生をば聖人助け給へと契りし事はたゞこととも覺えず、偏に慈父悲母の波木井殿の身に入りかは

り日蓮をば哀れみ給ふ歟」波木井殿御書との幽契淺からず、波木井郷内身延山の西谷に地をトしてさゝやかなる草庵を構へて之を居き奉り⁽³⁾、尋て弘安四年九月一日より滿七日の間波木井公は日蓮上人を自邸に請じて祈禱を修するの事あり、乃ち此機を以て亦薙髮して日圓と號し終始該法門の擁護に貢獻せられたり斯くて同年の末草庵を恢復して久遠寺を創創するや、其落慶の翌日日蓮上人手書して之を波木井公に報じ時に波木井公鎌倉に在り以て感謝の意を表せり所謂地引御書即ち是れにして全文左の如し遠野南部氏所藏、元禄十二年久遠寺録内流布の御遺文と小異あるもの(イ)の下に旁記して示す

坊は十間四面に、また庇ひさし戌亥してつくりあけ、廿四日に大師講から、並延年、心のことく、つかまつりて、廿四日戌亥いぬゐの時、御所(イ)すゑに集會して、三十餘人(イ)もつてをもて、一日經かきまいらせ、並申酉の刻に、御供養くやう、すこしも事ゆへなし、坊は地ひきやまつくり候しに、山に、廿四日一日も、かた片時も、雨ふる事なし、十一月ついたちのひ、せう小はう小つくり、むま厩やつくる、八日大坊のはしらたて九日十日葺ふき候了、しかるに七日大雨、八日九日十日はくもりて、しかもあたゝかなる事、春の終のことし、十一日より十四日までは大雨ふり、

興_レ發補_レ不_レ足乃積乃倉方_ニ以啓_レ行民歸爲_レ市 五百年來鳳翔龍躍 宜哉爲_ニ天下_一乘祖山_ニ也 といへるは實に此千載一遇の情形を叙したるなり

弘安五年日蓮上人微恙あり乃ち法弟檀越の勸めに從ひて轉地加療を爲すこととし九月八日波木井公より贈られし栗毛の愛馬に乗して身延を出發す、時に波木井公の子息實繼祐光の二公達乃父に代りて扈隨の列に在り十八日武藏の池上郷に安着し池上左衛門太夫宗仲の館即ち今の本門寺に入らる翌十九日實繼祐光の二公達別を日蓮上人に告げ波木井に還りしが上人の之に托して波木井公に寄せられし消息中左の一節あり

畏_(み)申_(し)候みちのほど べち事候はて いけがみまでつきて候 みちの間 山と申_(し)かわと申_(し)そこばく大事にて候けるを、きうたちにす護せられまいらせ候て 難もなく これまでつきて候事をそれ入_(り)候ながら悦_(ひ)存_(し)候 さてはやがてかへりまいり候はんずる道にて候へども 所らう(身)のみにて候へば 不_(ち)やうなる事も候はんずらん、さりながらも 日本國にそこばくもてあつかうて候み(身)を 九年まで御きえ候ぬる御ざし 申_(す)ばかりなく候へば いづくに死候とも はか(墓)をばみのぶさわにせさせ候べく候 (波木井殿御報)

其身後壽藏の地を身延に求めんとせし遺志は波木井殿御書に別に「縦_(ひ)いづくにて死候とも九箇年の間心安く法華經を讀誦し奉候山なれば墓をば身延山に立_(て)させ給へ未來際まで心は身延山に可_レ住候」と見ゆると相照應す。既にして日蓮上人の容體漸く勝れず自ら其起たざるべきを覺り十月七日を以て書

を裁して最後の別を波木井公に告げ年來の護法を謝すること懇懇を極む、有名なる波木井殿御書即ち是れなり、越て十月十三日池上に於て終に示寂す、天壽六十壹歳遺命に依り荼毘に付し遺骨を身延山に送る 同じく廿五日波木井に著し波木井公乃ち實繼祐光の二公達と共に喪服して出て迎ひ身延に扈從し且専ら後事の督率に膺られたり

波木井公と日蓮上人とは寔に明良遭遇、水魚も管ならざるの資縁を得られたり、試みに復び上人の手に成りし波木井殿御書中の左の一節を引かしめよ

日蓮は、日本六十六箇國 島二つの内五尺に足_(ら)ざる身を 一つ置_(く)處なく候しを 波木井殿の御育みにて 九箇年の間 身延山にして 心安く法華經を誦讀し奉り候つる志をば 一つの世にかは思_(ひ)忘_(れ)候べき

斯くて日蓮上人が尤も深厚なる敬意を波木井公に捧げ「しらずや、此人は 無邊行菩薩の再誕にてや御座すらむ」波木井殿御書と讚稱せられたると相表裏す、再言すれば日蓮宗門の置礎をして今日に固からしめしは波木井公の外護與かりて力あり 將た波木井公をして超絶なる人格を修養し延きて其子孫に佐命殉難の功を致さしめしは日蓮上人の啓沃に負ふもの多しとせんか、本化別頭高祖傳に「高祖、往_ニ園城寺_ニ詣_ニ新羅明神_ニ以告_ニ宿志_ニ於後高祖隱_ニ於身延_ニ受_ニ新羅源氏之護_ニ奇哉」と評せしもの亦彼此宿縁の偶然ならざるものあるを了破したる歸結に幾し。

〔附記〕因に云天業民報に田中智學氏の筆に成りし「身延に登りて」と題す記行あり其寺寶景勝の一節に曰く 藏中数々の繪の中に、いつ時代のものか可なり古いもので筆者不明だが 頗る珍とすべき繪卷物の下繪らしいものがあつた それは大上人身延御入山の次第をかいたものである それがいかにも時代の寫實らしいのが特に貴いとおもふ 此繪様によると大上人の御入山旅行は板輿である尤も途中難所では馬に召したものであらう 身延へ着かれた時に邑主波木井實長入道お出迎を申上げた これも板輿である此板輿がいかに珍らしい それから假りの法殿僧坊とおぼしき建物もある何にしても古朴純眞の態が全紙に漲つてまたなく珍らしいものと思つた 聞けば中ごろいづれからか納つたものだといふ、恐らく波木井家あたりの物で同家移散の節まされ失つて何人かの手に歸しそれがめぐり／＼て亦この山へ納まつたのでてもあらうか（大正九年十二月五日第七一號） 而して此中に波木井公の如何に至誠を以て日蓮上人を歓迎せしかの一面を窺ふに足らん 更に日蓮大士眞實傳に曰く 高祖此山に御入ありてより歸依檀越の布施を受くることを願はず法子に命じて 山麓を鋤て粟を蒔き菜を植え専一耕作を旨とし樵の實を採り柴粟を拾ひ 四季折々の木の實を貯へ給ふ 波木井殿も其御心を察し人知れず麥稗大豆なにくれと密に香厨に入れ置て大士にしらせ奉らず と眞情の流露果して斯の如き何事かたぐひつべきぞ

註(1) 波木井は普通ハキキと唱ふるも原調はハキキなり、日蓮上人の四條金吾殿御返事中に波木井殿とあるべきを假名にて「はき

りどの」と認めあるに徴すべし、又聞老遺事に「波切井」と見ゆるもの其原調に近き字形なるべし 但別に日蓮上人の兵衛志御返事中には「このはきは法にすぎてかんじ候」又西山殿御返事中には「甲斐國はきみの山の中にをくられたリ」といへる句あれば此頃ハキキの轉訛も慣用されきと覺ゆ

(2) 日蓮大士眞實傳（安政七年小川泰堂編）に曰く「甲州巨摩郡波木井に住居する南部六郎實長といふ人あり新羅義光六代の血統にして富國飯野御牧波木井三が郷の領主たり 性質篤實にして思慮明かに深く佛法を信ず初て大士に相見舊來の權宗を棄て本門の大戒を受け信力ことに勝れて一宗に歸き後年其領内の身延山を大士に寄附し奉り末法萬年妙法流布の基を開きたまひし大檀那にぞ在しける」と波木井公が尋常の一介武辨の流にておはしまさざりしこと知るべきなり、然れども波木井公が眞の悟證に入られしは稍々後年に在るが如く文永十年八月三日の日付ある日蓮上人の波木井三郎殿御返事の中に所謂「貴邊ハ之ヲ聞タマフコト一兩度一時二時默然リト雖未ダ捨タマハズ御信心ノ由之ヲ聞ク偏ニ今生ノ事ニ非ジ（中略）此所ニ至リ何ナル術ヲ以テカ三惡道ヲ脱ルベキヤ能ク私案アルベキ歟法華經ノ心ハ當位即妙不取本位ト申シテ罪業ヲ捨テズシテ佛道ヲ成スル也天台ノ云ク陀羅ハ但善ニ記シテ惡ニ記サズ今經ハ皆記ス等云云妙樂ノ云ク唯圓教ノ意ハ逆退是順アリ自餘ノ三教ハ逆順定マルガ故ニ等云云爾前分分ノ得道有無ノ事之ヲ記スベシト雖名目ヲ知ル人ニ之ヲ申ス也然リト雖大體之ヲ教ル弟子之アリ此輩等ヲ召シ相々聞クベシ其時之ヲ記シ申スベシ（原漢文）との消息は最初上人と公との遭遇が未だ近密ならざりしを語れるものと認むべし是より先文永元年九月に成りし日蓮上人の南部六郎恒長御消息あり蓋し恒長は實長を誤寫せし後世の踏襲ならんか

(3) 日蓮大士眞實傳に 六郎實長は地割をなし繪圖面をおこし相應なる一寺を建立せんと企て給ひけるを高祖は堅く辭退なし我が意に協ふすみかは斯くありたしと御望ありければ波木井殿も力なく、されば貴意に任せ奉らんと番匠二三人木を伐り茅をつかねていささかなる御庵室をぞ營みける」と見ゆ、而して種々御振舞御書に「最後には此山にこもる、此山の體たらくは、西は七面の山、東は天下のたけ、北は身延の山、南は鷹取の山、四ツの山高きこと天に付き、さがしきこと飛鳥もとびがたし、中に四ツの河あり所謂富士河早河大白河身延河也、其中に一町ばかり、間の候に庵室を結ひて候、晝は日を見ず、夜は月を拜せず、冬は雪深く夏は草茂り、問ふ人希なれば、道をふみわくることかたし」と記するは其端らざる光景とし、尙ほ庵室修復御

書に「去文永十一年六月十七日に、この山のなかに木をうちきりて、かりそめにあぢちをつくりて候しが、やうやく四年がほど、はしらくち、かきかべ(精堂)をもち候へども、なをす事なくて、よる火をとぼさねども、月のひかりにて埋敷をよみまいらせ、われと御經をまきまいらせ候はねども、風をのづからふきかへし(吹返)まいらせ候しが、今年は十二のはしら四方にかふべ(頭)をなげ(投)、四方のかべは一そ(所)にたうれぬ(倒)」といへるものに照應す、而して日蓮上人は該草庵の造營中甲地遊教の他は波木井郷なる實長公の別館に寓せられし由にて、或は云、梅平より北約十五町許なる圓寶寺といへるは公の別館遺址に後年造立の山を傳ふ、或は此波木井の別館を以て實長公の本城に擬し梅平は公が入道後退隱せられし處なりと傳ふる異説あるも全く事實に違へり、天明九年二月老中松平越前守の内意に依り幕府に差出せし本藩主南部重直公の土地由緒書中にも明らかに「實長公兩部三郎光行三男甲州波木井郷梅平館に居住」と記載するに徴すべし、其他西谷なる北之坊といへるは亦波木井公の開基にして是れ日蓮上人在庵の當時に特に自己の部屋坊にしつられし所ならんといはる(國教選氏考説)

④當時橋光朝は既に老體なりしかば波木井公の仰せに、山中は小脇差こそ然かるべけれ、とありて是行館の小脇差を賜はる、工事竣りて後光朝之を久遠寺の寶前に奉納せしが其孫民部行廣の時特の家寶として子孫に傳へんと欲すと乞ひ返興の許を得て橋家に藏す、後康正年間田名部の征伐に際り海上に於て神祕の奇蹟を顯はせし鯨喰の名刀といへるは即ち是れなりとぞ

二 法運の擁護

波木井公が夙に法運の擁護に終始一貫せられし中廣大なる寺領の寄進を行はれたる事の如きも、實に之によりて一には靈域の風致莊嚴を維持し一には殿堂修築の資源に供するために致されし貢獻の顯著なるものなりき、初め日蓮上人の波木井郷に退藏せらるゝや、公乃ち告げて曰く、郷の西北に別境あり地幽

にして氣淨し以て跡を托すべきに足らんか、と上人大に悦び土名ミノブもと美大或は美歩或は美濃部又身之部と書すに對し一身暢

達の意を寓し佳字を擇みて身延と稱す、所謂「我此山は天笠(の)靈山にも勝れ日域の比叡山にも勝れたり、されば吹風もゆるぐ草木も、流るゝ水の音までも此山には妙法の五字を唱へずと云(ふ)ことなし」

(波木井監御書)とは實に上人が、身延に於ける憧憬の第一印象なりしが如し、若し夫れ全篇生動句々珠を成すの概ある身延山御書建治元年八月二十一日成るに至りては蓋し件の憧憬に對して錦上に花を添へたる濃厚の潤色なるべし

遠野南部家の口傳に據れば其際波木井公は自ら日蓮上人を導きて身延に到り手づから曳く所の杖を擧げ、見渡す山谷一圓の遠近を指畫し寄進の口約を固められしといふ、古來方十三里と唱へらるゝもの其體を稱せしなり

當時波木井公既に高齡にておはしきと覺ゆれば現に遠野南部氏の什物たる公が手澤の水牛角製水筒は這次の東道を初め、後身延訪音の際などに醫湯の用として携帶せられたるにやあるべき、文永十二年

二月十六日付日蓮上人の新尼御前御返事の中に、身延の消息を叙し「たまたま見るものは、(山)(人)やまかつが、たき木をひろうすがた、時々とふらう人は、昔なれし同法也」とある、昔ながらの朋友とは波木

井公を描きて豈他あらんや

既にして日蓮上人示寂し爾降鳥兎匆々時は永仁三年を迎ひぬ、波木井公乃ち二通の置文を遣さる、他なし星霜推移の久しき或は口以て憑み難からんことを顧慮せられし遠謀に出でたるべし

置文の一は寄進寺領の經界にして其文に曰く

北は身延の嶽、東は寺平の峰、南は鷹取まで、峰のあらしをさかい、西は春氣をさかい也

永仁參年十二月十六日

日 圓 (花押)

置文の二は歸依信仰に就きての訓誡にして其文に曰く

身延^譯のふさわの御事は、さかい^界をたてて、^{永代}えいたいきしんの上は、しさい^狀しやうにみへたり、これひと
へに、^{父母}ふもさうしんの^孝けうやう、^{ほう}ほうおんのため也、然に日圓かあと、^すすゑくの中に、もし^不ふ
しん^信けたいのともから、^みみのふさわの御ため、^そそらくを存せん、^ふふはう^不ふけうのやからは、^一一ふんも
日^{えん}えんあとをしる^知べからず、^けけうやうの心さし、^たたにことなる^ああいた、^みみらいまで、^いいましめおく
ところなり

永仁參年十二月十六日

日 圓 (花押)

八戸家傳記前編拾遺身延の境の事の條に曰く、右二章を久遠寺にては日圓公御自筆の置文と稱し西村宇夫方兩人共に拜見被仰付候節當寺の寶物數多有之中に、是は別て重き寶物之由上人御物語に候就中宇夫方之御咄に大代山相又山と中山の土地は松平甲斐守殿領内に候へ共其山の諸木は世々の將軍家より先規之通常寺にて所務可仕由之御判物被相出候故諸木は一本も他所より手入れは成不申事にて候、先年諸寺院之境內御改有之候節も身延山之儀は日圓公御寄附狀之趣申上候得は前々之通無相違當寺之支配に被仰

出候、奥之院之寺及大破候故再興之建立に企ち去々年三月より袖取共え山入申付諸材木段々爲伐運申候

他事入用之諸材木檢分に袖取共山入仕候節は可用立材木は見得不申由相聞得候處段々伐出し候へばけや木之中にも勝れたる上木之由に候、寺建立之諸材木他所より伐賦申事に候は、中々成就仕儀には無之候、皆以當寺境內之山中斗にて相濟申事は偏に日圓公御厚志之御寄附故と一入難有滿悅仕候由被仰候と遠野古事記に、右境の山々は何れも高山故町間は慥に相知れ申す事には無之候大概の見積り東西三里餘南北二里餘も可有之歟と申傳候由被申候七面山を參詣の路次は皆大山斗にて田畑は一向見得不申候久遠寺より十八町上の山中に奥ノ院と云大なる御堂あり零落に付御再營の諸材木とて夥敷被寄置候を見申候、七面山より下向の時久遠寺にて聖人様御直談に奥院御堂建立の諸材木は申すに及ばず、當山の諸堂寺院町屋等に至る迄修覆再營の諸材木他山より一本も求めず、皆日圓様御寄進の山中より伐り出し用ひ候儀難有御事に候と被仰候を承り候、と載するは亦同事を指したるなり、其他八戸家傳記前編拾遺に附載すらく身延小鑑に、實長より二代目彌六郎長義日教久遠寺を寄附狀之寫如左

身延山之御事は故入道殿境をたてて寄進之上は別之子細不可有子共等此旨を存努々緩怠不法之儀不可有末々迄所禁置也

正和元年正月十六日

日 教 (在判)

而して八戸家傳記前編拾遺に引ける波木井略系といへる異傳には 二代長義波木井彌六郎正和癸丑十二月廿四日歿す法名日教 と見ゆ、又改撰諸家系譜二百六十冊内に載する波木井氏の下には 實長の次に亦同文を記し たゞ正和癸丑を正和三年甲寅に作れる一年の差あるのみ 按ずるに波木井公二子あり長を彦次郎實繼公とし季を彌三郎祐光公とす 八戸家傳記に據るに 政長公時代元朝祝儀列坐之圖に 政長座席とある左側に於て新田之祖左馬助政持の次位に 實長二男之後裔左近實重と見ゆ 乃此連枝が波木井郷内を分知して別に家を成したるを知るべし さて彌六郎長義法名日教といへるは恐らく彌三郎祐光公と異名同人なること疑ふべからざる如く彌三郎一に彌六郎と呼ばれたるにもあるべきか 又八戸家傳記前編拾遺に 按に三六の文字をやつして書候へば三とも六とも分明に見不得事あり彌六郎と申六の字のやつしを三の字と見誤彌六郎を彌三郎と當家の古説に申傳候も可有之候又實名を當家にては祐光と申傳ひ候へ共實名を改候儀は古今共に有之事に候開始は祐光と稱し後に長義と改め子孫代々波木井の家を相續被致候にて有べし と記するに合考するを要す

斯くて此波木井家連枝の子孫は天正年間の頃まで一方の地頭として連綿たりしが、竟に亡命の身と爲りしものの如し 波木井略系に 十二代實春六郎天正五年丁丑正月十日駿州高國寺城夜討之時戰死嫡子は武田勝頼滅亡之後身延山中に蟄居其子孫今以身延に在り とあり而かも遠野古事記に之を承けて此御嫡流の御子孫として身延の町に波木井氏の浪人代々久遠寺より小御扶持米を被下身延山の繪圖と

身延小鏡と久遠寺より板行御免にて此商賣と傘灯燈等の張替を渡世にして幽かなる身上に候得共久遠寺の方丈を五節句並重立つ規式の總目見には此仁最初に被出候由 といへるもの参照すべし

降りて身延山第四十二世貫主に日辰師あり、師は尤も深く靈域の風致莊嚴を維持するに熱心し其實曆十二年三月に成りし山中植込願之事と題する手書中に 熟々重ん見れば山は廣漠にして周匝十三里と云ひ來れり七面山ともには是に倍增なるべし開闢已來波木井殿の寄進に代々の將軍家より山林竹木寺中門前諸役御免の御除地殺生禁斷の淨刹なり、又御當代御朱印會式關所御免共には二通なり權現様のは御書判也右何れも任三舊記一如三先例一山中御免除之御朱印也四百八十年五百年に及び山林森々と繁り合松柏檜杉の大木諸堂伽藍を圍繞して園林雲を吐き高山日月を頂き誠に眞の靈山事の寂光と諸國參詣の者の目を驚し信心肝に銘ずるばかりなり といへる一節を述ぶ 蓋し克く波木井公の遺志を體膺し以て其繼紹を確實にせし第一人者と稱すべし

「久遠の風光」久遠寺發行に 波木井公は以爲く傳教大師の比叡山、弘法大師の高野山 過時權迹の徒すら尙ほ最後形勝の地を占むること彼の如し 況や本化の大聖人を迎へ本門法華の大道場を奠定せんとするをや規模雄大最優の勝地ならざるべからず 幸に吾が領有する所の山林溪谷は縱令少しく邊陲に在るも以て本化の大道場たるに足るべしと 乃ち斯く深き自信ありて方十三里を擧げ寄進せられたるならんと綜評せるは波木井公が法運擁護のために寺領寄進の舉に出でられし心事を尤も能く忖度し得たるに幾

身延山々林は明治維新の當初一旦土地となりしが大正三年に至り寺領復古の事あり 乃ち久遠寺の首唱に依り「日蓮宗總本山身延妙法華院久遠寺は高祖日蓮大士開闢の勝地九箇年御幽栖の靈窟にして寔に是れ法水流布の淵源宗門興隆の道場なり而して此勝地を擁し此靈窟を護れる往昔の所謂方十三里の山林は開基大檀越波木井公が擧げて高祖へ獻じ奉るところのものにして爾來全國の縑素は高祖の遺訓に遵じ尊崇愛護の念篤きを加へ信苗を植え寶樹を養ふこと數百年然るに明治維新の後土地を命ぜられて官有に歸し明治二十三年始めて委托林となり 後また御料林特賣規程に依りて拂下を了し茲に方めて古に復ることを得たり 乃ち之が記念として波木井公の銅像を新建し且銅標を設立して全國篤志者の姓名を鐫み以て其功德を萬代に照し其盛事を永劫に貽さんとす との趣旨に基き位置を身延山門内菩提梯直下の右側に卜し 該銅像の建設を企て大正十年即ち日蓮上人降誕七百年の嘉辰に方り六月十七日を期して盛大なる除幕式を舉行せしが 像は波木井公壯時の衣冠束帶の坐型を寫し其容姿の端嚴なる人をして徐に鎌倉時代武士の風格を彷彿せしむるに足る 而して當時朗讀せられし表慶文中 蓋し思ふに我宗祖は法華經の眞乘に據り専ら勤王愛國の正義を唱へ給ふ實長公は已に宗祖の教化を稟け深く法華の信仰に浸潤するを以て彼の權教を奉ぜざる幕府に事ふるを屑しとせず竟に致仕して波木井に隠れ益々宗祖に親炙し尙に勤王の性情を養へるもの如し 乃ち其子孫の忠烈自ら此父母の感化に淵

源し活潑潑地として體現し來りたるなきを得んや 然らば則ち公の銅像は獨り宗祖奉仕の象徴のみならず亦以て勤王忠節の標識を語るものと做す 豈不可ながら今則ち除幕の式典を擧げ萬歲嵩呼の裏英姿颯爽として現出す 恰も公は六百五十年の星霜を隔てて恍として茲に再誕し給へるに似たり慶祝何ぞ堪へん といへる語あるもの波木井公の英靈應に會心の笑を泉下を含むべきなり

因に曰く波木井殿御書に 日蓮は日本第一の法華經の行者也、日蓮が弟子檀那等の中に、日蓮より後に來(り)給(ひ)候はゞ、梵天帝釋四天王閻魔法皇の御前にても、日本第一の法華經の行者日蓮房が弟子檀那なりと名乗つて通(り)給ふべし、此法華經は 三途河にては船となり 死出の山にては 大白牛車となり 冥途にては燈となり 靈山へ參る橋也 靈山へましまして 艮の廊にて尋ねさて給へ 必待奉るべく候 但各各の信心に依べく候 信心だも弱くば いか日蓮が弟子檀那と名乗(ら)せ給ふとも よも御用(ひ)は候はじ 心に二つましまして 信心だに弱く候はゞ 峰の石の谷へころび 空の雨の大地へ落(つ)ると思食せ 大阿鼻地獄疑(ひ)あるべからず 其時日蓮を恨(み)させ給(ふ)な 返(す)返(す)も各の信心に依るべく候 との一節あり、而して作成の歳時不詳五月十六日の日付ある南部六郎殿御書一名國家訪法之事の中にも 柳檀の林(に)入りぬれば たらざるに其身に薰(す)誹謗者親近(すれば)所修善根悉滅俱墮(落)地獄故弘決、四云若人無(レ)惡親(レ)近惡人(後必成惡人惡名遍天下云云身延山錄外寫本)の語見ゆ、其法運の擁護に對する感謝の至誠を忠告して之を善道するの應酬に發せられし眞情の流露誰か爲めに健美せざらんや

加之一面に波木井公が毅然として政教の差別を把持し敢て信仰のために政道の措置に私情を及ぼすを回避せられしことは日蓮上人の夙に諒解を得られたる所なる如く、建治三年或は弘安元年に成りしと傳へらるゝ四條金吾殿御返事一名八に彼の所領に關する訴訟に因み、はきりとの事は、法門は御信用あるやうに候へども、此訴訟は申すままには御用ひなかりしかば、いかんかと存じて候しほどに、さりとてはと申して候しゆへにや候けん、すこししるし候か、との一節之を證白して除りあるを覺ゆ

三 日興離山の經緯

弘安五年十月、日蓮上人の寂後茲に一百日の喪闋り波木井公は實に身延の開基大檀越を以てして同山清規の一策を議調し、乃ち上人の遺命を奉じ高弟日昭南之房日朗竹之房日興林藏房日向常之房日持常之房の六老僧をして輪次更代先師の廟所を守らしむべきこととなす、然れども是れ素と一時の權宜にして結局永遠の貫主を立て、二世の傳統を承けしめざるべからざりしは必然なる自明の理路なりき。試に六老僧中に就き其適當なる候補を物色すれば、日興及び日向の二師最も衆望の歸する所にてありしが如く、而かも此二人者の性格全く異り日興師は才氣を以て優り自ら進取の氣象に富み日向師は徳行を以て著はれ自ら持重の態度を取り、斯くて兩々の氷炭相容れざる隱然として其間に勢力競争の傾向あるを免かれざりしに似たり、而かも此暗闘の勝敗は一に波木井公の左祖如何に依りて決せらるべき情形なりしが、竟に

二世貫主の月桂冠は、日向師の上に推戴せしめらるべき意嚮を表明せらるるに及びたり、是に至り日興師は其自信期待の水泡に歸するに憚焉し、延きて波木井公に對する感情の牴牾となり之に加ふるに夙に日蓮上人に歸依して熱烈なる信徒の一人に列し隨て上人の垂顧隔段なりし關係ある駿河富士郡の上野時光南條七郎は會々日興師後援の位置に立ちしが故に終に發して、波木井公日向師聯盟對上野氏日興師聯盟の帆幟を醸し、茲に敢へなく日興離山の波瀾を惹起するの動機を爲すに至りしは是非なかりき、果然日興師は師囑を奉じて本門戒壇の靈地を卜すと揚言し、富士山麓なる駿州富士郡上野村の大石原に於て別に一寺を創建し、多寶富士大日蓮華王山大石寺と號し乃ち富士派の基を肇めたり、而して此史實の曲折經緯を叙述して尤も公平の批判を下すに幾かりしは日蓮大士眞實傳にして撰者小川泰堂が不偏の態度を以て多とするに足る曰く

日興上人、大士入滅の後其遺命に任せ五老僧と共に身延山に籠り常在院を建てここに喪を終り其後輪番に此山を守護なし給ひける、茲に大檀那波木井六郎實長ある時身延久遠寺に詣て大士の滅後わづかに七年、棲蠶食礎石苔に埋む、實長歎息して六老僧に談じ給ふやう、此山を輪番に守護すること高祖の遺命なればこれを改めがたしといへども法の爲山の爲甚だよろしき處にあらず、其故は當山に主職なし當番の主はここに居ること旅の舍に居るが如く疎ずるとにはあらねども、各我が寺の修復に心取られ本化栖神の靈場も年を追て衰ふる事のありもやせん、早く住持を定て万年の榮へを計るはいかに

とありければ各詞を揃へ 法は出家に依て久住し寺は檀那に因て榮ふ、波木井殿は寺の永續を專一にする役なれば其の儀貴意に任すべし とありけるに日興聖人ひとり之を承諾たまはず 法子檀越の身として師の遺狀に背く法やある 寺の盛衰は在家の御身等が預る所にあらずと答ふ、波木井殿甚だ不興の色をあらはし一座の老僧皆然りとす貴師獨非禮の言を述給ふはいはれなし 今日より御身と交を絶んと ありければ日興聖人も法衣の袖を拂て立給ふ、それより時の當番日向聖人をもつて身延山の任職となしけるにぞ 日興聖人はいよ／＼波木井殿と中絶たれば富木比企池上も自然音信を通ぜず 大檀那四人かくの如きゆゑ日昭日朗日向日頂日持の五人もみな疎縁になりゆき日興聖人は唯一人背くまじくおぼせども自然と身延一山は敵の城廓のやうになりゆきけるにぞ十月の初めつかた嶽澤に在して一通の書を認め下野坊日忍を使として 波木井殿につかはし和談の心ありけれども實長一言の返事に及ばれず ここに於て日興聖人も憤りを含み房州北野郡保田村に後を隠し門を杜て讀經なし給ふこと久し 今の中谷山妙本寺はその古跡なり 上野殿は法の因ふかかりければ後年日興聖人を迎へて大石寺を建立し 又北山に本門寺を建つ 正慶二年二月七日日興聖人示寂す 時に八十八歳なりけり 此傳によく心をこめて見るべし 日興聖人は勝劣一派を立んとて身延に背きたるにあらず 身延山と中不合になりゆきしゆゑおのづから一派の流儀も發れり 誠に師檀の中間にいさゝか是非を諍てより平等一味の海に別派の波を起したる事悲むべし 願くは其末流を汲ん者我慢偏執の風を收め 相互

に平等大慧の本誓に根つかば眞如の法水從來諍ふ處なからん 若又彼と此とは黑白の相違ある別派なりと慕らば高祖大士かねて六老僧と稱して末頼母しく御覽ありしは御目違ひか 日興聖人五老僧とも二十年来高祖の御側に在て法門を開給ひしは虚耳か 塔中別付上行所傳の法理に何ぞ二三の別流あらん 廣く深く察して一を一と信じ不二摩訶衍の佛海に歸入し 現當の大願を満足せん事佛門の肝心ならんかし

三翁昔語 明和八年遠野家
土新田政簡主修 といへるは遠野南部氏に關する外史としての一權威なるが 亦波木井公の條下に於て尤も直截に其内包に觸れ徐に左の如くに記せり、蓋し古來南部家に傳へらるる秘記の孰れかに據りたるものならんといふ

弘安五年十月十三日日蓮聖人武州池上本門寺に於て卒す依之久遠寺後任は六老僧巡番に當番非番ありて勤行あるべき管外總弟子中右に準じ番帳定るといへども 交代行々面倒可有之に付正應元年九月 日興聖人當番の砌大聖人七年忌法事修行のため六老僧其外總弟子集れる際 實長君より六老僧中を豫て身延山巡番を定るも遠國居住の衆次第々々巡番ととのはず向後如何あらむ 依て貫主を定めんとの事を仰せられ六老僧第四の日向上人を久遠寺に被居置となり 是により六老僧第三の日興上人は身延の靈寶を盜み取り駿河富士の上野南條七郎を頼み禁居して實長君と義絶す

然るに後の附會する者此等離山の波瀾を以て、勢力競争の失敗に因める日興師が不平の勃發、換言すれ

ば單に私情の牴牾に過ぎざる小忤たるの失態を蔽はんとし之を以て枉げて法門の爭議に牽合せんと企て、主として波木井公の四個謗法といふを捏造して強めて日興師のために矯偽の辨護を試みんとするに至る。近年の發表に係れる有力なる同意見を引ききて一例に擧げんに

日圓龔に釋迦牟尼佛の像を造立し伊豆の三島明神に參詣し 又領内福土の念佛塔に供養し 及び念佛の道場を建立せんと欲して盡く日興のために諫止せらる 日圓爲めに懐に快然たらざるものあり 而して日圓は六老僧の一人日向とは素と意氣投合せしを以て先師七回忌の法會を修するため登山せしを機とし其意見を問ひて盡く之を行へり 日興之を聞きて曰く 本門の本尊は妙法曼陀羅の外に之あるなく別に諸佛菩薩の畫像木像の本尊を立てんこと先師の本志にあらず 觀心本尊抄本尊問答抄其他の典籍を閲すれば思ひ半ばに過ぐるものあらん 謗法の神社に參拜し及び寄附することは亦立正安國論の趣旨に叶へるものにあらず 若し夫の念佛の塔に供養し若くは念佛の道場を建立するに至りては意外の僻事なり 念佛無間とは我が法門の最大要義たり 先師が大小諸難を受けさせたまへるもの偏に此法門を守らせたたまへる爲めならずや 其行ひを改めらるるに非ずんば謗法の罪も免かれたまはんこと叶ふまじと 日圓肯せず 日興以爲く身延の靈場も今は謗法の魔界と變じたり 先師在世の時にも入道の信念足らざるを懸念せられ 若し地頭不法ならん時は我が魂此山に住まじ と宣はせしこと今尙耳底に在り斯くまで謗法に穢れしとせば聖人の英靈もここに住ませたまふまじ、我れまた誰が爲

めにか此山を守るべきぞ と斷然として離山に決す 佛田菴城探日蓮上人傳節略

と其是非非の評は爰に言ふべき限りに非ず、但比較的自由信仰の態度を持せし波木井公に對し嚴密なる法門の主義より批判するときは素より多少の陥缺あらんも 叙上の貶斷果して波木井公の本意と悖ることなきや否やは須く再考の餘地あるべし 試みに想へ日興師が謗法の一に算へたりと稱する伊豆の名神三島大明神の祭儀に際し 神馬を献じ戸帳を納むることの如き南部宗家古來の常例に屬し實長公亦家例を尊重するの至誠に本づき之を承繼せられたりしに外ならざるに拘はらず 其斯の如きに至るもの忌憚なく評すれば反對せんがために故意に反對するの態度と見るべきに幾からずや 日向師の如きは、神馬を神に以てせば神も天より社に還らるゝ、現に正應二年六月五日波木井公より日興師に贈れる。

日圓は故聖人の御弟子に候申さば老僧達も同じ同胞にてこそ候へ然るに無道にも師の御墓を捨て進らせ谷なき日圓を御不審候はんこと佛意に相叶ひ候べきか得度の前後こそは候へ御經に功を入れ參らせ候て師の御憐みを蒙り候こと恐らくは劣り參らせず候

との最後の示絶の手書に徴すれば、波木井公の心事青天白日一點の私翳を雜へず、所謂俯仰天地に耻ぢざるの眞面目を知るべからずとせんや

四 波木井公の終焉

永仁五年九月二十五日波木井公卒去 乃ち梅平城此の麓に葬る 後に身延山第五世貫主日臺師一寺を梅平城址に創し鏡圓坊と稱し波木井公の菩提を追弔するため 現に寺内に公の遺骨及木像を安置し且波木井公手澤の遺物を存藏す 因みに云日臺師が左の神秘なる夢想の靈感に關する手記ありしを傳へらるる如きも蓋し鏡圓坊の建立に際し之を身延の本山に結びつくべき自然の因縁偶然ならざるを示すものと見らるる理由なきに非ず

貞和二年戊九月二十日夜夢想事

某或る時梅平より身延の嶽を見れば頂上は如塔九輪其下一段さげて地を引て殊勝也、杉の木かげはた村村に村立て、誠に神さひて面白し、上を見れば堂の如くなる物ほのかに見ゆ、當山繁昌せは彼こそ人の住むと成るべき歟と 覺て貴としく

八戸家傳記を按するに「實長以天年卒」とありて其享壽を載せず 而して他に壽齡の傳承に就きては古來二説を存するもの如く詳に三昔翁語に見ゆ曰く

御壽は八十四歳と申古説御座候其元にも右之通御開傳御座候哉承度と久遠寺々宇夫方平太夫被遺候頃

享保年間被仰越候處

此方には申傳無之由御挨拶なり但祖父喜政

撰者新田政箇の祖父

の咄に先年六日町の町人身延山

參詣を心懸伊勢參宮の叙に登山の時波木井の老農語り候は 久遠寺開基旦那波木井六郎と申せし人は

百三歳にて御遠行と申傳候由 外色々聞來り物語候趣承覺候れか實傳ならん 後可正

斯の如く二説共に傳に係り文献の確徴すべきなし 然れども前言往行存して忘れざるは古老の長所とし口々受授は蓋し記紀の根本史料たりしを知らば傳聞必ずしもむげに棄つべきに非ずして試に叙上の壽齡に基づきて卒去の年より誕生に溯るに 八十四歳説に従へば建保二年とし百三歳説に従へば建久六年とし此間正に十九年の前後の差あり 按するに波木井公は南部光行公の第三子にして宗家を繼承せられし兄君實光公は建長六年壽七十四歳の逝去なれば養和元年の誕生とし 曆仁元年頼經將軍の上洛に供奉を勤められしは宛も五十八歳の時なり 此時波木井公も亦隨兵騎馬の列に選まれて扈從せられたりしを以て推すに須らく血氣壯旺の年齒に在るべきを妥當とす 而して之を建久六年の誕生とすれば當年四十歳 建保二年の誕生とすれば當年二十五歳なるを以て後者の壯齡に擬すべきこと固より然かるべきを疑はず 隨て八十四歳説を是認すべきに幾し

波木井公は其壯齡の時に方りては尤も鎌倉武士を代表したりし霸氣勃々の人にておはし、如し、久遠寺發行の久遠の風光に舊記を引きて波木井公の一逸事を載せて曰く 鎌倉にてさしてと云ふ者と波木井公と争ひがあつて そのさしてが疵を受けた時誰か知らぬが狂歌を詠んだ のこざりのはざりと人の知らずしてさしてつらをさられるかな 本化魂を有つところの御姿が彷彿として偲ばれる と 蓋し はざり は波木井の原訓なれば之を詠みかけたるなり 而して波木井公が此霸氣は日蓮上人と意氣投合せる所以の一なるべし

さて又其日蓮上人に歸依せられし正嘉はたゞ二年にて終りたれば之を妥當に近き八十四歳説より推すに正に四十四五歳の時とし信仰の眞悟諦に入るべき不感知命の過渡期に適へり、別に一説あり日蓮大士眞實傳に曰く 弘安四年九月二日波木井六郎今年六十の賀を祝ふとて大士を其邸に請待し奉り一門擧て賑ひ喜び云々と 而して此説に従ふときは貞應元年の誕生にして享年七十六歳たらざるべからずして御父光行公薨去の建保三年十一月廿一日を後ること約七年に當り事實に於て矛盾を免かれず 蓋し是れ波木井公生誕の甲子を以て日蓮上人と同時に擬せんとする後世の作意に出づるに外ならざるべく 殊に此際日蓮上人の波木井邸に請ぜられしは全く可順の賀筵に臨まるゝために非ざりしこと既に上文に記するが如し 故今之を採らず

最後に遠野南部氏の關係記録に顯はれたる波木井公の墳墓に就きて其一二を抄録して本項の局を結ぶべし

八戸家傳記前編拾遺

享保四年亥八月身延山久遠寺を爲使者家士西村吉左衛門登山之時梅平之舊跡

一見之覺書左之通

八月廿九日身延山本房より發足波木井郷之案内之出家衆同道にて參候久遠寺より十七八町も可有之様に存候波木井郷之内梅平と申所實長様御屋敷之御舊跡に御座候山城と相見得山續に御座候東西は六十間程南北は七十間程之廣さに御座候此御屋敷之内往古之御竈石と申て少之石御座候案内之出家を此處

は久遠寺より方角は何れに當り候哉と相尋候へば東西の間に當り西を少寄候由被申候 右之御舊跡は畑にて御座候其手作主宗圓と申剃髮之隱居罷出候間波木井郷之高は何程有之候哉と尋候へば二百石餘御座候由語申候 此御舊跡より十間斗隔候て山之内に貳三間四方之平地に實長様之御石塔御座候是も梅平之内に御座候石塔之銘左の如し

九月廿五日逝

妙法 波木井日圓尊儀

永仁第五丁酉年

此御石塔は臺より笠迄高さ大概六尺程に見得申候年號月日は兩脇之小面に切付け申候御石塔の前に石燈籠二つ御座候内一つは貞享二乙丑天と斗銘御座候一つは享保四己亥天依破損自村中立 と有 右之通相見得申候 其後享保七年寅五月久遠寺を爲使者家士宇方平太夫政春後惣右衛門廣隆と改む身延を登山之時同十二日朝寅の上刻山本房發足仕身延町惣門より南に當る大代川と申川を越梅平の御舊跡を七つ末に參着未明之時刻に御座候故御石塔も挑燈にて拜見仕候處に吉左衛門覺書に相違なく見得申候 右之次第故御舊跡は慥に拜見不仕候

三翁昔語

永仁五年九月廿五日實長君御卒去法名日圓尊儀其後御子孫禪宗御用被成候節輝山源公と

御改被成候由 亦日圓と申は御剃髮の法名にて御歿後は御先祖代々の宗旨寺にて御碑石は輝山源光と附上るともいへども是相違なるべし其故は日圓公の御石碑に日圓尊儀と有 且實長君法華宗を御用被

成候得ば此説相違なる事明けし
其他身延山の西谷にも分靈の石碑あり面に當山大檀那南部六郎實長入道日圓尊儀永仁五丁酉九月二十五日と題せり

五 波木井公夫人

波木井公夫人に就きては八戸家系及び家傳記に之を載せず三翁昔語に

一 御内室は上野左野娘といへども未正

一 御内室御卒去年月御法名共に不相知 但後年に至り福聚山大慈寺十八世義堂爲二日拜一附上候御碑號は寂照慈光大禪定尼

寛政年間に成りし八戸家傳記選用集は記述簡單なれども其事實の撰擇には尤も意を用ひしものなるが亦略々同一の記載見ゆれば未だ正確ならざるを附記せらるれども全然根據なきの虚構に非ざること知るべし 然らば其夫人の生家に擬せらるる上野氏なる者果して何人ぞ 按ずるに甲斐の東山梨郡勝沼村柏尾山に在る古刹大善寺眞言宗傳藏の古文書に 甲斐國小岡郷内上野小七郎跡 任陸奥守殿斯波足利家長 奉進狀 寺家知行 更不可有相違候 仍執達如件 曆應二年四月十九日 散位 と見ゆるものあり 其他現に甲州には上野と書する地名多く南巨摩郡に上野あり 後世大井殿屋形を稱せし豪族此地に城し且中野の日

蓮宗の大利妙了之に接壤す 西八代郡に上野あり 式内古社表門神社即ち市川明神の鎮座する所とし 都留郡に上野原あり 或は傳ふらく弘長元年五月日蓮上人が伊豆の伊東に誦せらるるに際し彼の粗岩なる危厄を救ひまゐらせし漁夫船守彌三郎は其實元と上野原の地頭なりしに偶々人の讒に遭ひ鎌倉殿の不興を蒙り伊豆の川奈伊東の東南一里許に流されたりし者故に姓を上原と稱せしは上野原の野を略せしなりきと事の奇遇 稗史構巧の迹蔽ふべからざるものありとするも其身を殺して仁を爲さんとする殉教的氣節の横溢或は時の韜晦者の片影を存するなきに非じとせず 兎に角古く此等の地方に據りし土豪の上野氏を稱したる人ありて波木井公と姻親を結びたりけんとも想察せらる 更に八戸家系傳記に據れば彦次郎實繼公の條に 傳曰實繼之母或夜之夢に鎮守八幡より梅花一枝を賜と見て其月懐胎して實繼出生故幼名を梅平と號すと云 と見ゆ 其鎮守八幡といへるは 實長居城爲鎮守 隣國鎌倉の八幡宮を勸請す 後世に至て身延山之境内を遷宮申由八戸家傳記前編拾遺といへる由緒ある神祠を指せしものにして波木井公夫人の夙に神佛に對する信仰篤くおはし随つて斯かる夢瑞をも蒙りたまひし事知るべくして亦夫君と俱に日蓮上人に歸依せられたるは

うつなく日蓮上人の所謂前やはしる事は 弓のちから 雲くものゆく事は ちうのちから 龍をとこのしわざは女のちからなり 富木殿いまときどののこれへ御わたりある事 尼ごぜんの御力なり けぶりをみれば火をみる あめをみればうをみる 見をとこをみれば女をみる 今ときどのにけさんつかまつれば

尼ごぜんをみたてまつるとをほう富木尼御前

との一節は亦波木井公夫人のためにも移して之を謂ふを得んとす 其子實繼祐光二公達が幼にして日蓮上人の尊敬あるそかならざりし行跡のほのみゆるもさてこそ此信念深き父公並に母堂の優越なる感化に因りたるなれ 又波木井長義法名日教といへるは 實長公の次子彌三郎祐光公と異名同人なるべきこと前文既に考證せし如くなるが 波木井公の信仰と子孫の勤王四教遺著の記載に據れば

建治三年の頃中老日高師は常陸國東茨城郡上中妻村なる加倉井(1)に來り本門寺を開教せられしが 實長公の三男彌三郎實氏は永仁五年父實長公逝去後正安年中母妙德尼を奉じ此地に移住し 幾もなく母堂を亡はれしに因り悲慕のため隠井山妙德寺を開基し日高師を開山に仰げり 現に其墳墓を存す、妙德尼逝去の年は不明なるも月日は五月廿五日なること妙德寺の古き過去帳に見ゆ、既にして實氏正中二年三月二十三日逝去法諡を道德居士といふ 其末裔今も波木井氏を稱す大意を節す

といふに在り、日蓮宗大觀にも略々同一事實を傳ふ、謂ふ所の妙德尼とは即ち實長公夫人上野氏が歸宗剃髪の法號なるべく將た實長公の三男彌三郎實氏とあるは、正しく次子としての彌三郎祐光公即ち長義法名日教と同一なるべくして(2)、而かも尙ほ本書に其子長義日教と載するは恐らく一人を以て父子に分ち傳へしものなるべし、況や實氏といへるは祐光公即ち長義日教の孫の名波木井略系譜及改撰諸家系譜なれば彼此の紛錯あるを免かれざるに似たるをや、抑も祐光公が母堂を奉じて遙けく常陸に下られし縁由に關しては審

に之を知るに由なきも、本書の著者が日高師後年下總の中山法華寺に移駐せらるることとなりたれば該領地の監督を寄託せしにもあらんとの想察を下せしもの蓋し傾聴に値する一案とし 畢竟史實の確徵未だ徹底を得ざるものあるを免かれざるも、要するに波木井公夫人及び祐光公が亦同宗門の歸依篤かりし一面を旁證するに足るべき參考史料と認むるに足る

〔附記〕

陸前國伊具郡北郷村大字神次郎に日蓮宗に屬する法光山妙立寺といふあり、仙臺封内風土記に曰く
伊具郡神次郎村法光山妙立寺波木井實長開山 と而して三翁昔語には左の如く記す

祖父喜政集書之内に左の通

一 仙臺領角田郡角田町を以て混錯す 神次郎村妙立寺は開山日蓮上人回カキ取次田勘作所に落付候由實は實長の女妙圓日義比丘尼の開基か 右は甲州身延山の出家佐沼心性寺主物語に候 宇夫方寂怡居士に懸御日度候

右之通祖父直筆にて有之候得共其故を聞不覺故宇夫方寂怡え承合候所に不被聞傳事のよし被申候間福田與珍え問尋する所に、此書は大慈寺十八世義堂和尚の開書にて候先達て我も御祖父列坐にて見候得共誰あつて其故を知るもの無之候、其後下郷え用事有之召仕奥寺與兵衛遣候處仙臺御領の老農遠野町え商買用にて參候歸に行逢道つれの物語に 彼の老此方様御座被成候御屋舖所私共方に在之夫のみならず御信仰の御寺も御座候由咄候を聞來語候間其何と申候哉と尋候得は心付不申不承、其上右年寄宿本寺號等も失念のよし申候間殘念に存候其後何かと聞立候得ども今に聞當り無之候何れ此兩説を以察候に 實長君東國御下向之儀承傳す候得は實長君御代の御開基には有間數四代御行君從國司顯家輝宮城郡え御下向國代御勤之時分定て宮城郡方に被相詰候御假屋等可有之御勤申年久しき事に候得は御先魂爲御祭法花宗實長君御代より御用ひの事故久遠寺御弟子の内御招小庵

にても御しつらい被差置候なるへし 然は御先祖様方の御牌名久遠寺より御移し可有之其御開基始末の傳書なく日蓮並日義の御牌名にても無三傳失二有之爰を以實長御父子の中の御開基と申たるものと被存候其方などは年若の事に候間此書付無紛失取置末永く詮義候様被申候故爰に記す

按ずるに日蓮大士眞實傳文永十一年の條に、時に波木井殿ひとり尼を伴ひ來りこは我が養女にて駿州江尻七村の邑主村岡民部に嫁したるが今は夫婦に別れて剃髮せりとて受戒を願ふ、妙圓日義と法名を賜ふ、と見ゆれば所謂實長の女妙圓日義比丘とは此人を指すこと疑ひなし、而して其妙立寺開基に就きての經過は 日蓮宗大觀大正七年八月刊行に、領主中森安藝守同寺に近く中森の城址今もありの息女相州村岡殿に嫁せしが村岡殿逝去の後、波木井實長公の後室と爲る既にして公亦逝く因りて尼となり妙圓院日義と號し 父の舊領忘れ難く當地に歸りて一寺を建立し夫君波木井日圓上人を開山と爲す 時に正安元年三月二十八日なり大意を節すと記するに合考すべきか 但もと波木井公夫人に關して明據を缺くと雖も其再次の夫人を迎ひられたりとは殆ど信け難く加之妙圓日義とは正さしく養女の法名にかゝるを以て是れ全く養女を後室と混錯せしこと疑ひなし(3)、乃ち試みに彼此綜合して推定を下だすときは 波木井公が 奥州の中森安藝守の女を養ひ駿州の村岡民部に嫁せしめしが民部逝去の後復家して剃髮し 日蓮上人に歸依して法名を妙圓日義尼と授かり斯くて桑梓の景慕禁ぜず 奥州に下り地を中森城址の附近に卜して一寺を草創し義父日圓上人を以て勸請開山に擬せしならんとする事尤も妥當の結論なるべき如し 其

村岡氏を相州の人となすが如きは古く相模に村岡郷を存するよりのおしあてに過ぎずして 地理上甲駿比隣的關係に觀て駿州江尻の領主と爲すこと信ずべしとす(4)。

- 註 (1)此地古の鹽井郷にして夙に鹽泉の湧出を以て知られ彼の日蓮上人が池上を経て常陸の湯に赴かんとせられたりし遺跡にかゝり日高師の父太田乘明の飛領地に屬す
- (2)波木井略系に長義正和二年十二月二十四日歿す とありて本文と異るも正中と正和と近き年號なれば相混じたる如く三月二十三日と十二月二十四日の差も寫し過ち易き字形なり
- (3)伊豆玉澤の妙法華寺世代にして後鎌倉の境妙庵に隱居せられし日通師の著 門業緣起に 妙圓波木井實長の妻なり後奥州に下りて終ると見へたりと載すといふ考説 是れ亦同一誤傳の踏襲に外ならず
- (4)因みに云 伊達尙宗侯の長享三年賜海善坊課役免許判書に 伊具莊地次郎境内 法華海善坊 在所地役以下之公事 相除之於未代 不可有子細云々 と見ゆ 海善坊とは妙立寺住持なりと 伊達世次考に記すれば同寺が仙臺藩領の名刹として後世までも重要な位置を占めつゝありしこと知るべし

六 梅平餘香

余大正七年一月房總地方歴遊の途次上總國長生郡元と長柄郡茂原町に在る日蓮宗の名刹藻原寺別項甲斐の駒參照を訪ひ傳藏の金網集裏書を展觀す、金網集は日蓮上人の在身延九年間に於ける説法の要旨を親炙の高弟が筆録したるものにして、多くは日向師の手に成れりと傳へられ全部十卷ありしが原本散佚して現に藻原寺には六七卷の一軸を存せり 所謂裏書とは其裝潢の際便に隨ひ當年の書東及び封皮の類を裏打に使用した

りし紙片偶々南北朝時代の唯一史料たるを確認せられたるものにして實に遠野南部氏關係の文書を殘せり、惜むべし此有力なる史料としての書東が其裏打の料に使用せらるる際全く下端を截斷し去られて一字の缺失を生じたる箇所あることなり、然れども斯の如きの缺失は幸にして極めて少數の部分に止まれるが故に大体の推讀を爲すに於て其意義の了解に支障あることなし、而して敍上の裏書は南北朝時代に於ける南部文書として國史の補遺に値すべき無二の貴重史料とするに足るものあり

日靜師といへるは三位阿闍梨 又妙龍院と號す 上杉賴重の子母は足利氏、尊氏直義の叔父に當り永仁六年駿州の加島に生る 年少にして同國池田の本覺寺日位師に隨て得度し尋て鎌倉に出て松葉ヶ谷なる日蓮上人開創の法華堂に於て九老の一人摩訶一阿闍梨日印に師事し、文保の頃日印師の諸宗僧侶と鎌倉殿中に問答して之に克つとき日靜乃ち鎌倉殿中間答記を筆録す 嘉曆三年其四世の法統を承けしが貞和元年、即ち南朝の興國六年三月京都に移り法華堂を六條に更興し本國寺と稱す、足利氏俗縁の故を以て特に獎重する所あり、京都日蓮宗興隆の眉祖に推され應安二年即ち正平二十四年壽七十二歳を以て示寂す、而して金綱集裏書の一に此高僧の署名にて京都に得たる消息を身延の本山に報道したりと覺しき十二月十六日付の書東の斷片あり(1) 其文中の一節に

二品親王御遠流定披露候歟御供奉

被召籠候處日記先度令進候間備

御覽御懸候らん此人々今月十三日於_ニ六條

河原_ニ被_レ切候言語道斷之事令_ニ見物_ニ 候カ

凡哀者何れも大方の事に候中に南部_ニ 彦カ

次郎殿最初に被_レ切候こそ都目もあて

られすなにしにいて_ニ觀たりうき作法

見聞仕候哉と覺_レて候けれ

九日より京中以外騒動候阿_ニ ノタカ

河に朝敵充滿し山崎よりせめ入候間宇

津宮赤松入道賜_ニ打手_ニ早速追返候了仍

仁定寺に構_ニ城_ニ引籠候を宇都宮つ_ニ イカ

て責取即昨日_{十五}打落頭共數令_ニ持參_ニ候是

大塔殿御所爲と申候其外京中處々にて

日々被_ニ召取_ニ人數難_レ及_ニ言語_ニ候禪僧二人

押寄_レ在候處に御共の雜談息延さこそ

被_ニ思出_ニ候は、御上々徒然もまさり心もうかれ候

はんと被_レ案候如斯捧_レ御細狀_一候條尾籠無中_{計カ}

自然の至に候可_レ有_二御覽_一候

此文の記載よりして夫の北條高時の亂に元弘元年尊良親王_{二品}賊手に執はれて土佐に遷され尋て護良親王_{大塔}兵を吉野に擧げて起ち近畿の義兵風靡して興起し_{楠公の赤坂城に策應}宇都宮赤松の族打手を賜はり進みて京都の咽喉を扼せんとせし經過_{計カ}を考證し得らるゝ確實なる根本史料に資すべく該書東の成りしは元弘元年十二月十六日に在ること疑を容れざる所なるが更に此間に南部_{名の頭一}次郎_{字を欠く}といへる一驍將あり亦夙に心を宮方に屬して尊良親王の供奉に列りしに同十二月十三日敵のために京都の六條嶺に於て斬首せられし事をも知らる 按するに爰に謂ふ所の南部_{計カ}次郎とは實に波木井公の長子彦次郎實繼公を以て之に擬すべき理由あり、乃ち本文の_{計カ}次郎は彦の一字を缺けるなるべくして正さしく彦次郎なるを信ぜんとす

由來遠野南部氏の家乘に於て彦次郎實繼公の事蹟に關しては尤も闕略し、既に波木井公夫人の條下に記したる八戸家系傳記の一節較々其詳細なるものに屬するのみ、而して三翁昔語には少しく之が不備を補ひ「實繼君御卒去年月不知 御牌名は奇巖嶮英と見ゆ」と記せり、尙別に但書として「祖父喜政留書に年號はなく子の六月三日と有云」と載するも是れ固より動かすべからざる根據ありしに非ざる如し、要するに彦次郎實繼公の生死年月を初め其經歷は從前の文書上に殆ど不明に係れり、然るに弘安四年身

延山久遠寺改建の際彦次郎實繼公兄弟其經營にたづさはり日蓮上人の手に成されし地引の御書中には之を指して御さうたちと目しあり 抑々此公達といへる名詞が専ら清華の男兒の敬稱に慣用せらるゝ例より察すれば妙齡十五六歳前後の頃と見るを適當となすべくして而かも翌五年九月八日日蓮上人の病を養はがんがため武州池上に發足せらるゝ時彦次郎實繼及び彌三郎祐光の兄弟二公が乃父に代りて長者の爲めに執鞭の勞に服せし如き其血氣旺盛の年齒を髣髴せしむるに足るを以て亦正に相符へり 此想定よりして金剛集裏書に現はれたる元弘二年まで及ぶには高齡六十餘歳の時に當ると見るべし 耳順の老軀を挺てて君國のために匪躬の臣節を致しし精忠顧みて茲に至れば誰か感激に咽ばざらんや 而して彦次郎實繼公をして此玉碎の實を濟さしめしは御父母の薰陶定に其の素を就せしを疑はざるものあり 日蓮上人に對する尊敬のおろそかならざりし行跡より推して上人が活ける宗教的徳行の感化尤も多きに居りしを認めずんばあらず

日蓮上人研究の權威として故高山樗牛氏嘗て上人が身延に在り奥山思親閣の登攀を躬行せられし篤孝に就きて贊評し 九個年が間五十餘町の嶮山を一日もかかさず一日に一度は必ず攀ぢ登りて遙に上人の故郷なる房州を煙波の間に望み 經を捧げて父母の恩を拜謝せし如きは古今東西の如何なる孝子傳中之と比較し得べき美談あるか といへりき、此聲ばしき上人の大徳は宛も彼の「あまのり一ふくろ送給畢_{海若}中略 古郷の事はるかに思ひわすれて候つるに、今此のあまのりを見候て、よしなき心をもひいてて_憂うく

つらし、片海かたうみ、市川いちかは、小湊こみなとの磯のほとりにて、昔見しあまのりなり、色形あぢわひもかはらす、片造かたがへなるうらめしさ、根なみだをさへがたし、新尼御前との消息にほのみゆる古の孝子書を読み、樹静かならんと欲して風止まず、子養はんと欲して親在さず、との句に至り流涕禁ぜず巻帙之がために濡へりとの故事を聯想せらるゝ一美談と相表裏して、日蓮上人が至孝の切情紙外に溢る、蓋し此偉大なる同上人の活教訓は上人の所謂「忠も亦孝の門より出てたり」附日との至言を裏書し忠臣を求むる孝子の門に於てするの暗示を彦次郎實繼公に及ぼし、乃ち公によりて斯くこそ孝を移して忠と爲し不惜身命の悟諦を以て奪ふべからざるの大節を發揮せられたりしなれ、斯かる曲折ある因縁より公の殉難に方り同情の哀悼禁ぜざりし同宗高僧の手に故らに其悲劇を身延に音信されしものならん、況や當時身延五世の貫主日臺師は波木井長氏日長の子新光公即ち長義日教の子にして實に實長公の孫に當るとも傳へらるゝに就てをや、畢竟するに爾後南北朝五十七年間の久しきに亘り主ら義に仗り力を王事に竭し、天戴の綸旨刀鏡今日尙ほ藏めて家に傳へ炳焉の史績萬代に昭かなるべき、遠野南部氏糞祖長繼、師行、政長、信政、信光、政光五公の如き實に實繼公の孫及び曾孫玄孫に相當すれば是れ皆其淵源を公に發し、長へに流風遺芳を承けて此精華の形つくりを成せりと謂ふを得んとす。

註 (1)大正十三年史學會に於て發表せし日蓮宗大學教授岡教選氏の意見に據れば、此手紙の日靜は身延の東坊日靜で京都本國寺の日靜とは同名異人の様に思はれる、當身身延山は草創後のあまりたゞぬ頃であつたので學校なども完備して居らなかつたため日

靜は京都や比叡山に修學して居つたが其頃の京都方面の状況を報じたものであらう、と述べてある、其可否雖も信じ難きも聽くに足るべき一説となす

(2)乃ち攝津より山崎街道を進軍する情形、所謂アタタ河は源を丹波より發して南流し淀河に注入する攝津の芥河なるべく、仁定寺は其西北凡そ二里に當る三島郡見山村の古刹忍頂寺とす、太平記には忍

七 祖徳の聿修

明德四年南北合一の後、波木井公八代の裔政光公父祖累世勤王の遺業を承けて足利將軍に歸降するを肯ぜず、遂に甲州の本領を棄てて天戴の知行陸奥の八戸に退隱す、其天下の威武を敵として一步の屈讓をも示さざりし剛毅果敢の態度亦是れ遠く日蓮上人の面目を憧憬するに因りて得られし一影響と見らるべし、此際久遠寺の僧日崇師といへるを伴ひ到りて一寺を創し、遠光山身照寺と號し時の身延山七世の貫主日叡師上行院と稱し應安六年入山應永七年示寂すを勸請開山に推せり、而かも傳ふる所に據れば應永元年日崇師の寂後奥州に在りて、日蓮宗布教分野尙ほ微少に屬し隨て其の繼席の住持を得るに由なく之を廢絶に歸せりといふ(1)爾後日蓮宗門との止むなき疎隔に因りて久しく身延山との音問を中止するに及びしが、降りて南部氏の遠野に轉封せらるゝ後、延寶天和年間義長公の代、復び舊縁をたどりて之と信を通ずるの緒を啓きたり、八戸家傳記後編に

義長代寛文六年夏久遠寺二十九世隆源院日筵上人を始めて書狀を以て音問を通じ是より以後互に書通の進返絶えず 且又貞享元年五月三十一世一圓院日脱上人より御自筆の曼陀羅一卷之を贈り給ふ在于又義長在江戸年號月日不知の時上人御名不知も江戸御參府谷中瑞林寺御寓居中 義長瑞林寺へ參上御太刀目録銀馬代之を進上上人を拜謁す 上人懃懃の御會釋師檀の格に異ならず 其上上人も謝禮として義長旅亭を御見廻被下候

と見ゆ、遠野古事記に又「義長様御家系御しらべ思召立の節身延の儀御疑敷事ありて久遠寺を御尋の御書通始て被遣候」といへるも合考すべし 而かも未だ使者を身延に特派するの儀あらざりしを元祿十二年五月義論公病あり因りて七面山に平癒を祈願するため 家士鳥屋部六右衛門を差遣はされしものは實に遠野より身延遣使の嚆矢に係かるといふ 尋て信有公の代正徳三年春久遠寺第三十四世貫主日格師の襲職に際し 家士田中三右衛門を遣はされ 又享保四年特に音信を通ずるため家士西村吉左衛門を遣はされしが 此間の消息に就きて遠野古事記に

六右衛門、三右衛門登山の比迄御當家を實長様御子孫と斗り御承知にて御正統の御嫡家とは御存知なき故兩人之の御會釋等閑に有之由 其後日格上人より此方様御家實長様御後裔の由緒御尋の儀申來候に付 享保四年八月西村吉左衛門身延を御登らせ成され候節仰せ遣され候覺書に依り御當家を實長様御嫡流に紛れなくと御決心被成御崇敬の御志厚く被爲成御當家御代々の御俗名御法號の御書付申請御

回向の勤行仕度由被仰越候云々

と見ゆ、殊に日格師よりの答書中に

政光殿甲州の本領所々の加増地を被差上八戸を永く御引込將軍義満公前無降參の筋誠に感賞に勝へず候此等の陰徳御末裔相續の基と愚案致され候

と特筆する如き 如何に其南朝に對する盡忠の史績が身延山を感動せしめたるかの一斑を窺ふべし 當時信有公より 晒布を日格師に進物とせられしが其後享保七年五月家士宇方平太夫七面山に代香として遣使せし時

聖人日格平太夫を御咄に 先年御使者西村氏に被贈下候晒布御元祖日圓公より拜領同然と存じ徒に着捨申すべきを恐れ二十五條の袈裟に仕立て年始の勤行に斗り着し常は着申さず候袈裟に仕立て候餘りの切れを寺中老若の僧共守りに仕度と申候て細かに裁ち分け配分致候由仰せらる云云

との見聞を以て其自撰遠野古事記に掲載せり、是より永久に身延山との音信を繼續し現に身延に於て日蓮上人及び波木井公の遠忌を逆修する等の際しては當主の代香として格式ある家士を特派せらるる恒例なりき 而して寶永三年四月江戸に於て宗藩主南部信恩公に護持院火消御番を命ぜらるるに際し利勘義論公の嗣をして盛岡より軍役の人数を率ゐ登府せしめられ 在勤約一年間に亘りしが遠野古事記に載する左の當時の逸話は亦遠野南部氏と身延山との親密關係を旁證する一面の消息を語れるものとす

御在江中御中屋敷あたご御本屋に御座被成候此節身延山久遠寺聖人第三十三世貫主日蓮上人江戸元御出府谷中の瑞林寺に御寓居に付利賤様御見舞慰懃の御出逢に御座候由其後聖人様も此方様御屋敷を御見廻被成候を御屋敷御近所にて見聞之此聖人は御城御三家様御老中の外何方をも御見廻は無之處に南部中屋敷を御出は何様の子細と不審に存候由 其後此方様々の御見舞は身延山開基の大旦那波木井殿後胤八戸勘解山何殿公の通稱と申す仁護持院火消御用にてあの屋敷に詰居候故御見廻と段々世間を相知れ諸人の疑時候由

但後來一時の事情より較簡略に従へしことなきに非ず 義顔公の代

延享三年十月二十五日 日圓尊儀實長四百五十年忌相當に候得共寒氣之時節雪國故一派之寺院路次面倒之筋就有之九月に取越法事執行被致候旨先達而以書通爲知有之候元祖日圓尊儀之法事に候之間家老共之内爲差登焼香可爲致時節に候得共近年打續候物入有之道中上下之雜費差支も有之猶又身延にて取扱も御面倒可有之存候故勝手方役馬場九右衛門爲名代用人格上下四人にて爲差登候管家老共吟味之上申出候間任其意九月三日遠野より直々出立申付候云々八戸家傳記後編の如き例を存するも其禮の精粗は兎に角累代代香の特派の儀は必ず之を怠らざりし如し、更に八戸家傳記前後編類聚に記する左の「遠野大慈寺を建置靈屋石塔位牌之事」の一節も自ら之が影響を受けし結果を證せり

當家元祖實長 位牌

身延山久遠寺開基 輝山源公大禪定門

是は往古より當寺に有來る位牌には無之候義顔代延享三年九月廿五日實長四百五十年忌之御法事於身延山御執行被成候由久遠寺より爲御知有之に付義顔名代燒香之使者馬場九右衛門政徧同年九月三日甲州を爲差登候へ共於當寺も法華經一部讀誦之法事執行申付候其節住持寺爲同向建る所之假位牌也 因に云今遠野町外愛宕松原に在る法華經題目の牌の如きも弘化三年波木井公五百五十年回の遠忌に當り家士是川梅千太代香として身延に詣りし際久遠寺第六十四世貫主日仲師の眞筆を齎らし歸りしを願主工藤重之進指唱して石に勒せしものにして亦兩者の修好を語るの一記念とす 又甲府に同宗の一寺あり遠光寺といふ(註) 同寺との通音も身延山と略々同時に復舊せられしもの如く秦欵雜秘抄に據れば 寶曆十年庚辰二月九日八戸彌六郎相出候書付寫に 江戸表にて前々より自分通路仕來候方書上候様被仰出御目付を以申渡候處左之通云云 とある中 身延山久遠寺、甲州遠光寺の名見え 次て安永二年九月十五日より同十九日まで遠光寺開基としての遠光公五百五十年忌に相當せしを以て 法華經百部讀誦の法事執行に付參向ありたき趣 同寺日憲師の名を以て遠野南部氏まで申し來りし由を載せある等に徴すべし

初め享保十六年十月信有公が日蓮上人の四百五十年忌に家士三上兵左衛門を身延山に參向せしめられし

時 懇書を贈られたるに對する貫主日裕師の返簡に「又愚願其地に此山末流之小庵にても爲其祈禱處何とぞ取建度事と片意に時々浮出候仍て且呈^ク于此候」との一節見えしも竟に行ふを果さず 尋て慶應の頃遠野出身の僧日信主ら日蓮宗の寺院を開創せんと企て 元と遠野の南郊に在りし天台宗の伽藍九重山積善寺といへるが過去阿曾沼氏の世 故ありて廢絶したるを復し 改宗して中興するに意ありしも中途事は志と忤ひ遂に目的を達せずして止みしが 降りて明治維新の後遠野南部家に在りて義祖師行公が建武年間奥州に齎らし下られしと傳ふる波木井公法體の尊像を以て 舊領下日蓮宗の檀信徒に付預せらるるあり 是に於て信徒等一寺を建立して祖師を奉じ兼て彼の日圓上人尊像を安置せんと圖り 明治二十二年上總國に在りて廢絶に屬せんとする寺號を移轉し智恩寺といひ⁽⁴⁾ 且日圓上人に因みて山號を波木井山と名づけ、尙里俗呼びて北身延とも稱す⁽⁴⁾ 其祖徳の聿修寔に空しからずと謂ふべきなり⁽⁵⁾ 願ふに是より先享保十六年に於ける信有公より日裕師に奇せられし書中に 義長夙に身延登山の素願ありしも事故のため之を遂ぐる能はざりしことを述べ

往古より治日少く亂日多き事は賢知之通に御座候此太平之御代誠有難奉存候又萬々世之後戰伐之事必有間敷共難^レ圖亂世之時武家之興廢は御了察之通故其御山治亂共に無^レ斷絶一既及^レ五百霜を以相考候得ば雖^レ百世可^レ前知^レ哉萬代之後末孫之者御頼に仕儀も有^レ之ば朝廷之の介紹等被^レ添^レ貴慮實長由緒被^レ思召^レ御疎意有間敷趣貴山之御記録に被^レ書加^レ具蒙^レ回章は義長素願相適可^レ申候必可^レ有^レ之事にも

無^レ御座^レ候得共義長志願を繼申度迄染筆仕候

と記す果然維新の變革に際會し 當主彌六郎濟賢公奥羽の聯盟未だ成らざるに先だち波木井公對日蓮上人の契機かりそめならざし史的因縁に鑑み 茲に奥州と身延と氣脈を通じ古き先世勤王の偉烈を經とし日蓮主義の安國要諦を緯とし大に反正の策議を盡さんと企畫を運らせし如きは 所謂其祖先の遺徳を顯彰する所以の一義に於て克く貫徹する所ありしに幾し 事の成否に至りては素より問ふべき限に非ざるなり

〔附記〕

明治二年七月遠野南部氏の家士新田藏之重、佐郷谷昌藏、高橋司、淺井猪太郎、新里善平五氏の名を以て「主家祖先共の烈忠苦節、覇府權勢之内は雖^レ千歲無^レ所^レ伸今日之昭代に相著不^レ申候ては永世溘^レ樽拜^レ天日^レ之期有^レ之間敷臣子之身に取候ては血泣之外無^レ御座云云」との趣旨に基づき京都當路の紳縉五辻彈正大弼及び坊城左少將辨、坊城右大辨を經 所謂朝臣勤王の訴願を朝廷に捧呈する所ありしに際し 當時の身延山久遠寺第七十世貫主止妙院日祥師亦累ねて共鳴を深くし 之に添へて左の陳情を爲すに及びき 但日祥師既に八十四歳の高齡なりしが故に駿府役寺一眞院威應寺住持日治師名代として出京周旋に努めたりといふ 遠野南部氏對身延山の親密關係是に至りて終始ありと謂ふべし

謹奉哀訴歎願候

甲斐國身延久遠寺臣僧日祥奉言上候拙山之儀者往昔南部六郎實長寄附之地にして六百年來傳燈舊住仕候漸々達天朝紫衣參内之蒙勅許御代々天皇御即位之砌者御撫物遙に山中之爲降給一七箇日之間玉體安全天下和平之御祈禱抽丹誠且御即位當日晴天之義尙一七箇日之間誠心を可抽之段勅宣を奉蒙候衆徒一統難有奉感佩候然るに去春朝政御一新之義被爲仰出候に付國不奉威服者一人も無御座候于茲拙山之開基檀越南部彌六郎尉義者開基波木井六郎實長之苗裔中昔南朝之舊臣にして領知を奥州に賜てより已來遠野に居住仕候事者舊記別紙に御座候去辰年より當今に至迄互に嘉例の音問も相絶候依之飛札を以て奥地を問訊仕候所彼主従一同苦心配慮之折柄幸便之時を喜悅仕歎訴之一條を使僧を被依托候に付山徒一同驚動仕不願恐奉言上候彼主従今般王政第一新之嘉時を奉歡躍元弘建武之昔日を欣慕し何卒朝臣勤王之心願成就仕度候段南部彌六郎主従依頼拙山奉達天朝事を懇願し積年の鬱を開發せん事を愁訴哀歎仕候義者別紙に委悉仕候國事之義者細林山僧之關係仕候義にては無御座候得共拙山殆ど六百年來數多之山徒安住仕法水永く諸國に流通し世に宗門之祖山と被稱候事者全く南部家祖先之篤信功業之恩澤に御座候今般彼主従朝臣勤王之宿願懇訴哀歎之事情を傍觀するに不堪恐多も階下奉畏縮候尤甲奥遙に道隔たり遠境之山中具に巨細見聞糾明する事不能候得共前條奉言上候彼家祖先之由緒年々嘉例之芳聞等六百年來相續仕來候由來を以官府を奉言上候何卒寛大之御憐憫を以前件別紙之條々被聞食爲分彼家主従懇願を御許容被下置候者難有奉存上候此段幾重にも奉哀訴歎願候誠恐惶頓首謹言

明治二己巳年七月

甲斐國身延久遠寺

日

祥

註

- (1) 八戸家系傳記に 傳曰政光甲州より引退候節身延山久遠寺弟子日崇と申出家召連下向仕於八戸一寺を建立致し遠光山身照寺と號し寺領等附置候處三ヶ年過右之出家遷化仕候得ども諸國騒擾時節故身延山へ後住の出家呼申通路成兼廢寺に罷成候 と見ゆ、按ずるに日崇師の遷化に因り義祖以來歷代歸依の關係淺からざりし日蓮宗門の善提寺を輕しく廢絶せしめしとは疑はし、殊に八戸家傳記前後編類聚に據れば「當家九代左近將監長經の嗣子修理亮光經應永年中秋田歸陣の以後長經於八戸新寺草創、曹洞宗の沙門正珍和尚を開山の始祖とし當家の善提所と定む、と見ゆれば少くも此際の改宗まで約十餘年間は無名の住持ながらも身照寺の持續せられしならん」と信すべき理由あり、而して共善提所更替の隠れたる動機には、日蓮・曹洞二宗の間に蟠れる勢力暗闘の裏面を物語るものあるに似たり、姑く記して後致を待つ
- (2) 篤馬家訓に曰く 傳云南部光行公御父遠光公御卒去之後御會兄長清公と議て一字の善提所を造立し遠光寺と號す と而して之に附けて 遠光公の時は未だ法華宗も無之時代なり今は身延山の末寺にて法華宗なりとぞ、といへり、乃ち元と禪院なりしを日蓮上人の時改宗せしなり
- (3) 智慧寺は夷隅郡那田村に在りて寛永三年二月の草創、もと大台宗に屬し玄業律師を開山とす
- (4) 麓居榮壽師其住持第一世たり
- (5) 大正二年二月舊遠野家士及川忠兵衛家の古槍一本を日圓上人の賣前に獻じ以て儀仗に代ふ、槍は長一丈穂先四寸六分、三角赤水とし銘に山城守藤原國重作とあり、而して柄には 奉納爲波木井實長法寂院日圓上人位隣大覺證大善提者也大正二年癸丑二月舊區及川忠兵衛拜 と刻記せり

甲斐の駒

由來甲斐國は古るく黒駒の歴史を有し殊に波木井公の所領の一なる御牧は其名の如く馬牧の地なりけん
 こと明かにて 文永弘安の頃に在りても尙ほ産馬の名残を留め 茲に日蓮上人遺愛の駿馬を出だすの趣
 味ある物語を胚胎しき「高祖性有支遁之癖 每事相馬 今茲弘安三年檀越波木井氏爲之構 厩於草庵之傍 駿
 馬及御者更相役矣」本化別頭 高頭傳とは洽く人の知れる所なるが、更に弘安五年日蓮上人が微恙を常陸の湯に
 養はれんとするに意あるや 折しも波木井公よりは栗毛に舍人を添へてはなむけとせられたりしかば
 九月八日此愛馬に乗じて身延を出發し 同十八日武藏の池上郷へ著せらる 翌日直ちに手書を認めて消
 息を波木井公に寄せられし中 件の愛馬に就きて左の一節見ゆ

又栗毛くりかけの御馬は あまりを面しろくを覺へ候程に いつまでもうしなふまじく候 ひとちの湯
 へひかせ候はんと思候が もし人にもぞとられ候はん 又そのほ外かいたはしくを覺へば ゆよりかへ
 り候はんほど かつさ上總 藤原のもばら殿もとに あづけをきたてまつるべく候に しらぬ舍人とねりをつけて候
 ては ばつ覺つかなくを覺へ候 まかりかへり候はんまで 此とねりをつけをき候はんとぞんじ候 そ
 のやうを御存知ぞんちのために申候波木井 殿御報

所謂「自身の病苦を厭はず偏に一匹の馬を慈む情たとしへなく貴からずや」高山初平全集てふ偉人に對する景
 仰今更に切なるを覺ゆるものあり、さて書中に謂へる上總の藻原の殿とは、同國長生郡元長 桐郡茂原町に在
 る身延山久遠寺に屬する一派の本山格たる 舊稱常樂山妙光寺即ち今の常在山藻原寺の前身に因める地
 の郷士齋藤氏を指ししにて 寺傳に據れば建長五年日蓮上人ここに近き水上村の天台宗に屬する大悲山
 笠森寺の觀音堂に參籠すること滿七日偶々「袖にそふ、涙の雨に ぬれじとて けふ笠森を たづね來
 にけり」との詠歌あり、時に茂原の郷士齋藤遠江守兼綱並に附近墨田の郷士高橋五郎時光等上人に歸依
 し、兼綱の邸内に草庵を作り法華の大法を頂受す所謂榎本庵是れなり 建治二年十一月改めて一寺と爲
 し常樂山妙光寺と號し 宛も日向師は茂原の出なるを以て身延と共に當寺を兼職すること三十年 大小
 の會式身延に準じ因りて一に東身延の稱あり

此際齋藤兼綱亦薙髮して常在院日朝と號し、又高橋時光も其邸を精舎に改め底谷山妙源寺と名づけ自
 ら常蓮院日得と號す 故に妙光寺と妙源寺とは兩山一寺の關係ありとせらる
 現に同寺實什の隨一たる宗祖十界の大曼陀羅の如きは 大覺世尊入滅後二千二百二十余年之間雖有經文
 一回浮提之内未有大曼陀羅也有意之人察之 日蓮 文永十一年太才 甲戌七月廿五日甲斐國波木井郷於山中圖
 之と附記しあり 實に其尤も會心の時に成されし會心の筆なるを想はしむ 然るに日向師の繼席たり
 し出羽公日秀師嘗て京都より致しし書東に 常在山藻原寺と署せしより此名を以て遠近に聞ゆることと

なれる由にて 藻原といへるは茂原の古き字形とす 日秀師亦夙に建武中興の大業に貢献する所あり後醍醐天皇より紫衣勅許を賜ふと傳ふ 而して近年まで同寺境内に其愛馬を繋ぎし史績を語れる駒繫松といへるを存したりしが可惜枯死せりとぞ
日蓮上人は越て十月十三日病俄に革みて池上に入滅せられしなれば 愛馬は空しく此處のかたみと爲り了れるものなるが 舍人丸薩摩守といへるは永く馬を護りて土著の人と爲りける由にて 現に藻原寺に近く丸氏を稱する舊家あり 家に當時の鞍を傳藏しつつありたるを故ありて藻原寺の什寶に歸するに至れり、一見するに古雅の掬すべきのみならず其手綱に藻繩を用ひし如き 中世質素の風尚は今の儒夫を諷するに足るものあるも波木井公と日蓮上人との餘光より與へらるる間接なる活ける教訓となす

餘志 其二

片角振

本化別頭高祖傳に云「弘安三年丁丑一婦人あり奉仕供給す 年二八ばかり容粧甚だ雅なり、檀越波木井氏來り訪ひ偶爾として之を見心に疑惑を懐く 高祖之を知りて婦女に告げて曰く汝本形に復せんか 答へて曰く 一滴水を得ば可なりと 高祖侍者に命じて花瓶を執りて之を授く 婦女瓶水を承け忽ち毒蛇と作る長け一丈餘 花瓶を纏繞す 首を矯げ舌を吐く甚だ怖畏すべし 波木井氏疑氷凍然盛満益々至り乃ち畫工をして圖せしめ寺鎮と爲す、婦女更に形を復して曰く 我師親しく塔中の別命を受けて末法の

導師と爲り妾も亦佛勅を蒙りて護法の神と爲り 永く此山をして水火兵革の難あるなからしめん 其一乗を信受して無上菩提に向向することあらん者には其所願をして皆如意吉祥あるを得せしめんと誓ひ已みて去る 其垂迹の地は身延の西春氣川の上に在り最も高し鬼門の一方を閉ぢて七面を開く故に七面山と名づく」と而して遠野古來の傳承に據れば 其蛇形を現はせる時頭上に兩角を生じたりしが女身に復する際忽ち脱落しぬ 乃ち記念として一を日蓮上人の許に、一を波木井公の手に留め片角様カマツと稱すといふ、現に遠野南部家に在りて龜に納めて安置し且當時の花瓶といふものを什寶とす

七面山に就きて古來多くの神秘なる説話を存す 或は曰く原と七面山に七所の靈池あり 而かも未だ曾て悉く之を目撃せし人あらず 若し其七ツ目の靈池を見ることあれば必ず失明の冥罰を受くべし たゞ六老僧の一人日朝師と第十一世貫主日朝師とのみ特に探討を遂げしといふも 日朝師の一朝盲目と爲りしは之に因れりと 而して靈池の神話中尤も古意を存する形として聽くべきものに左の一駒ありといふ

信州邊の木樵が或る時山深く這入つてツイ路を取違ひ行けども行けども元の逕へ出ないて 段々と奥深く入り込み終に或る池のほとりへ出た 其池は周圍約一里程もあらうといふ池でいかにも清冽な水が満々と湛え澄み渡つて居る 其木樵は一先づ此池の畔で休んで方角や路のことを考へて居た、すると大層佳い香がして來たから何であらうと氣をつけて見たら 一面紫色の綺麗な草花が咲いて居た

、其花の香である。外には何の草もなくたゞ此美しい草花ばかりが池の周圍に咲き亂れて居る。こんな深山で誰も住んで居る筈がないのにあたりは箒で掃いた様に塵一つない。なんといふきれいなことかな。と感心して不思議に思ひながら。其の香のする紫の花を一つ摘んで頻りに其芳香を嗅いで捻り廻した。花片を何気なく池へ投げ棄てた。其の花片の浮いた水の所に小やかな波紋が起つた。波紋が次第に擴がつて大きくなつて行く。大きくなるに連れ波が高くなる、ハテ不思議な事があるものだと思つて見て居ると。其擴大して行く波紋が一尺から二尺。三尺五尺となり二間三間と擴がり果ては一丁二丁と大圓を描いて行く。波は段々高くなつて其音がゴウ／＼と鳴り凄い音をたてて。一丈二丈の逆浪となつた。木樵は膽を消し怖れ驚き。いか／＼せんとためらふ裡。其最後の渦卷の大濤が勢立つて天に冲する光景。龍卷といふものに似て物すごく。只見る一條の大なる黒柱。池と天とをつなぐかと思ふ程に。俄に一天かき曇り墨を流せし烏羽玉の闇の中、閃々としてひらめき亘る電の光。折から震動雷電して大雨車軸の如く。雲間にひら／＼と見えるは金色まばゆき蛇體の龍。木樵は見るより身も世もあられず。ひたすらに我を忘れて逃れ出て山根岩角の嫌ひなく、ひた走りに走りて。どこともなく道げに道げ走りて。とある木樵路を得てホッと一息。命から／＼夜となく日となく彷徨ひ歩いて。幾日かの後に辛く吾が住む郷を尋ねあてて歸り着いたといふ。其時に件の木樵が手にせるマツカカリを其池の畔に置いて來たから柄は朽ちても斧は残つて居る筈。其の斧の腐片のあるところが蓋し七ツ目

の池であらうといふ話(1)

想ふに本文の奇蹟は叙上の古るき説話に基づきて。更に其龍蛇を神格化せしめ。尙ほ之を日蓮上人と波木井公との幽契に結びつけんがため爾かく換骨脱體の潤色を加へられしものなるべし。

又曰く。日蓮上人の靈威に關して他に之と同一類型の奇蹟を傳へらるるものあり。文應年間日蓮上人の下總に巡錫し檀越富木氏が若宮の館に法華堂を營み法筵を開ける折。此處より一里許り距る千足村の人なりとて年關たる婦人日に日に來りて聽聞し或日我が法名と本尊とを請ふ。上人乃ち本尊を認め且法名を妙正と與へ給へしに婦人喜び歸りしが其郷人茲に數多居たれども。件の婦人を見知らずとて恠み懣て其後をしたひ視ひけるに千足なる池に入りて見えざるなり本尊は池邊の櫻枝に懸りて在りき。こは奇異の事なりとて祠を建て妙正大明神と崇め。後に姥神として疱瘡の守護神と仰がるといへる如き即ち是れなり、而して元と遠野氏が祈願所たりし東善寺の境内に在りし疱瘡神は「直榮様御代御子孫方爲御祈禱御勸請」遠野古事記との由緒ある叢祠なりしが、其神體は木製の女神像なりしと傳へらる、蓋し日蓮上人に對する信仰の餘波彼の姥神の分靈を遷祀せしものに非じか。

いつの頃より傳ひ初めけん、正月十六日即小正月の縁喜として遠野南部家にて、件の片角様を特に仲間頭の手に貸し渡さるる例あり。さて彼等は威儀をいかめしく繕ひ之を擁持して。我が主家(2)の大玄關にものごひ「彌六郎は在邸か身延より參向したり。案内を頼む」と聲高に呼びつゝ、物凄き身振ひの様をふる

まひ執事の役人より よしなに應對し相當の祝儀を取らすることなりしが 所謂我儘勝手の御免にて 或は平素上司に不平の事あれば此機會にかこつけて其稅政の數々を忌憚なく摘發し、祝儀の増額に漸く 指彈の銳鋒を和らぐるを得たりきとぞ(3)、彼の下總千葉町の南郊なる千葉寺といへるは、行基菩薩の草 創と傳へ降りて武家時代に千葉氏の歸依厚かりし所なるが相馬日記に 千葉笑とて年ごと師走の晦日の 夜 里人この寺に寄り集ひ各々面おほひして地頭村長などの邪曲事より始め人のよからぬ舉動どもをあ げつらひ罵り合ふことありといへり 是は人々の懈りを諷むるわざなれば 筑波嶺の唄歌會などには いとくまされる風俗と謂ふべし と見え本朝俗諺志地理志 料所引にも 千葉氏時 毎歲期日 會庶民千葉寺 令恣談笑吏人賢否得失 號曰千葉笑 吏人慚之 常飭其行云 と載するたぐひの民衆制裁と、其根元の 汲流蓋し揆を一にするものあるべし、而かも之を以て日蓮上人の靈威を代表する片角振に假託したるに 至りては古人の用意徒爾ならざりしものあるを認む(4)

註

- (1)天業民報第三一號田中智學氏の身延に登りて の一節に據る
- (2)遠野南部氏は近古以來宗藩家老の上班に列し盛岡城下に常任せり
- (3)片角様は主家の大玄關のみならず 順次家老職より御物頭御勘定方等の家々を巡りて 前年の失敗を數へて罵り善行を褒む 其の罵るや何物をも憚かるなく擁持の片角様荒らかに身を振ふ 片角振の名因りて起れるなり 諸人等しく之を懼れ上下の 司皆行を懼めりといふ
- (4)後世流野に於て 片角様は安産保護の靈驗ありと信ぜられ 時に孕婦は之に參拜して徐に其角を撫じ 搦ぐる所の洗米を載き

歸りて護符とずる風行はれき、是れ亦日蓮上人に對して古來安産救護の奇蹟を以て傳へらるる江戸谷中の瑞林寺なる 飯匙の 尊像を初めとし 武州新曾妙顯寺なる子安曼陀羅及び甲州相模なる正右衛門の妻に授けられたる護符等に聯想したりし信仰上 の類化にやあらん

餘志 其三

日信比丘

波木井公對日蓮上人の心事を祖述し單純なる宗教の形式以外に於て 其真髓を邦家經綸の上に發揮せん と試みたりしは日信師の如き實に有爲の一人たるを失はざるべし 借問す日信師とは何人ぞ 日信師 幼名を武次郎といひ 後に融記と改め伯翁と號す 遠野南部氏の家士杉岡政常の次子とし文政 五年を以て生れ 出でて新田氏を冒せり 稍々長じて學を家士澤里哲齋に受け兼て武技に長じ和歌及び 書畫を巧にし 才藻涌くが如く筆路の自在なること恰も行雲流水に似たりと稱せらる 壯にして鷹遊の 志を抱き家を養子に譲り身を佛門に歸して郷を辭し 仙臺に於ける日蓮宗の巨刹孝勝寺に足を駐むるこ と約年餘 専ら同宗の教法を修めて造詣あり 自ら法名を日信と呼び賣卜を以て路資に充て 關の東西 より北蝦の邊境に至るまで足跡徧からざるなく 竟に下總の中山法華經寺に留まりて更に宗門の奥義を 究むること數年 立正安國論註解を撰述す 時に安政四年齡三十六歳とす 後駿州に入り富士の大石寺

に赴きて大に法論を闘はせり 會々尊攘の説勃興し志士の奔走漸く繁し 日信師亦氣慨あり 奮然去りて西遊し京都に到り征光寺に住して大僧正に陞る

此際の逸事なるべし 一日村雲御所に伺候せしに 水中の火 といふ題にて歌よめと仰せありければ 日信取敢へず

夏川や 鶴舟の簞影させは

波の底にも火はもゆるなり

と詠みて奉りしに御威一入なりきと傳ふ

特に山階宮の密旨を奉じ奥羽諸藩の動靜を探る 日信師夙に領主遠野南部氏が名門の流を以てして陪臣に降れるを慨き兼て此機を以て一藩に列せしめんと企てり 既にして幕府勤王を唱ふる者を忌み逮捕正に急なり 慶應三年十二月實相院宮院代と稱して奥州に下り遠野に來るに方り事本藩に聞え 囚はれて盛岡の獄に繋がれ鞠訊數次辯疎大に冤を訴へ在再決せず當時の尋問に對して辯疎せる所を、手記せるものに日信御答書あり 既にして明治維新となるや赦に遇ひて還る 時に感懷の作に曰へらく

玉錦あたにぬるかと思はれて

かへるもつらき雪のふるさと

憶ふに日蓮上人が身延に退隱の後「但本國にいたりて 今一度父母の 墓 はかをもみんとをもへども に

しきをきて故郷へはかへれといふ事は 内外のをきてなり させる面目もなくして 本國へいたりなば 不孝の者にてあらんずらん光日房御書 と宣はせし述懐と照應し、其切實なる心事を洞察するに足る 初め遠野の南郊なる九重山積善寺天台宗の古趾を復興し、日蓮宗の一寺を開創せんとするに意ありしが、爰に至り事は志と違ひ亦所期の目的を達せずして止めり 歸郷の後自ら歎じて曰く、殘軀何をか爲さんと 悠遊自適以て身を終へり 實に日蓮上人の所謂「此身を法華經にかうるは 石に金をかへ 糞に米をかうるなり」種々御振舞御書との闡提を自覺せし一人とす 明治七年十一月寂 壽五十三 佛證を經應院義光日信比丘といふ 對泉院の塋域に葬る 日信嘗て波木井公衣冠束帶の畫像を筆し家に秘藏す 能く公の眞髓を體得する人の手によりて斯像を作らる 故に神采奕々として鬚眉動かんとするの概あり 憶造に出づると雖も寧ろ其形而上の風格を寫し得て遺憾なきに幾し

吾家元是勤王裔	回首中原豺虎驕
思賜寶刀傳在匣	帶之何日報天朝
志業經年未得舒	都門留帶意如何
平生欽慕先公烈	淚下南朝恩賜書

傳云前者ハ文久年代十一歳頃後者ハ明治二年頃ノ作

(遠野史叢第七編)

既刊 遠野史叢 目次

第一編	猿ヶ石流域に於ける上代の發展	大正十年 絶本
編外	綾織 越前	大正十年
第二編	悪路王とは何物ぞ	大正十一年
編外	金剛集裏書に顯はるゝ遠野南部氏勤王之逸事	大正十一年
第三編	遠野に於ける維新以前の教育及學藝	大正十二年
第四編	猿ヶ石川流域に於ける不地震地	大正十三年
第五編	遠野に於ける公衆浴場	大正十四年
第六編	過去の遠野	大正十五年 絶本
第七編	波木井公對日蓮上人の史的關係	昭和三年

昭和三年十一月八日印刷
昭和三年十一月十日發行

(印刷費 金六拾錢)
(送料 四拾錢)

著作兼發行者

伊能先生 鄉土學會

右代表者

鈴木重男

盛岡市加賀野新小路一七

印刷者

熊谷弘藏

盛岡市紺屋町二十一番戶

印刷所

巖手活版所

岩手縣盛岡市加賀野新小路一七

發行所

伊能先生 鄉土學會假事務所

岩手縣盛岡市肴町

發賣所

東山書店

振替口座仙臺六二八七番

397
185

終